

中土佐町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和5年9月（変更）

高知県中土佐町

中土佐町過疎地域持続的発展計画

目 次

1 基本的な事項	
(1) 中土佐町の概況	01
(2) 人口及び産業の推移と動向	03
(3) 行財政の状況	05
(4) 地域の持続的発展の基本方針	08
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	09
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	09
(7) 計画期間	09
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	09
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	10
(2) 現況と問題点	10
(3) その対策	11
事業計画	12
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	13
3 産業の振興	
(1) 産業の振興方針	14
(2) 現況と問題点	14
(3) その対策	16
事業計画	22
(4) 産業振興促進事項	25
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
4 地域における情報化	
(1) 地域における情報化促進方針	26
(2) 現況と問題点	26
(3) その対策	26
事業計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針	27
(2) 現況と問題点	27
(3) その対策	28
事業計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
6 生活環境の整備	
(1) 生活環境の整備方針	32
(2) 現況と問題点	32
(3) その対策	34
事業計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進方針	40
(2) 現況と問題点	40
(3) その対策	42
事業計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
8 医療の確保	
(1) 医療の確保方針	47
(2) 現況と問題点	47
(3) その対策	47
事業計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
9 教育の振興	
(1) 教育の振興方針	48
(2) 現況と問題点	48
(3) その対策	49
事業計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
10 集落の整備	
(1) 集落の整備方針	53
(2) 現況と問題点	53
(3) その対策	53
事業計画	53
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
11 地域文化の振興等	
(1) 地域文化の振興等の方針	55
(2) 現況と問題点	55
(3) その対策	55
事業計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	57
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 再生可能エネルギーの利用推進方針	58
(2) 現況と問題点	58
(3) その対策	58
事業計画	58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	58
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	59
(2) その対策	59
事業計画	59
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	59
過疎地域持続的発展特別事業	60

1 基本的な事項

(1) 中土佐町の概況

① 位置

本町は、太平洋岸に面した高知県の中西部に位置し、東は須崎市、北は津野町、西南方向では四万十町と接しています。県庁所在地の高知市からは国道56号を西へ47kmの距離にあり、東西20.0km、南北20.7km、面積は193.21km²です。



② 地形

本町は、海岸部（中土佐地区）と海拔300mの台地部（大野見地区）と大きく二分されます。中土佐地区は北西及び西南には山嶺が連立し、その尾根の先端は土佐湾に突出して岬となり壁状の海岸線を形成しており、これらの山嶺に源を発する数本の中小河川が土佐湾に注ぎ、河口域は漁港、河川流域には平野が散在して農耕地をなしています。

一方、大野見地区は四万十川上流域に開けた地区であり、地区内を蛇行する四万十川が地区をほぼ東西に二分し、その両岸に農耕地が開け、集落が点在しています。

日本最後の清流四万十川、緑豊かな山野、青い海、土佐湾に展開するリアス式の海岸線など、変化に富む風致を備えた自然環境に恵まれた町です。

③ 気象

本町の気候は、地形と同じく中土佐地区と大野見地区で大きく二分されます。

中土佐地区では土佐沖を流れる黒潮と地形との影響で平均気温約16～17℃、年間降水量は2,800mmを超えることもあり、極めて高温多湿で作物の育成には好適な条件です。

一方、大野見地区は平均気温15～16℃ですが、冬場には最低気温が零下8℃になることがあります。年間降水量は3,500mm余です。

両地区とも、夏から秋にかけて大雨を伴った台風がしばしば来襲し、農作物や道路などの諸施設に風水災害を及ぼすことがたびたびあります。

④ 歴史

中土佐地区に属する久礼、上ノ加江とも漁業が盛んで、久礼は鎌倉時代に常陸（現茨城県）から入った佐竹氏が治め、上ノ加江は平田氏が治めていました。

戦国末期に佐竹氏が上ノ加江を平定、矢井賀は仁井田郷の一部として志和氏が勢力を振るっていましたが、関ヶ原の戦いの後、いずれも山内氏所領となりました。

明治22年には、久礼村と上ノ加江村が発足し、久礼は明治34年から、上ノ加江は大正4年から町制を施行しました。

昭和32年7月1日には両町が合併し、中土佐町となりました。

大野見地区は、四万十川流域の遺跡から発見された土器片により、縄文中期～弥生期には人々が四万十川沿いに生活していたと推測されます。

古来より近世にかけては、大野見郷のもとに14箇村に分かれていたが、明治4年に廢藩置県が行なわれ、郷名を廃し高岡郡47区となり、15箇村に分かれました。明治22年町村制施行とともに秋丸村、日野地村（現在両村とも四万十町）を除き、13箇村をもって大野見村となりました。

そして、新しい「中土佐町」として、平成18年1月1日に旧中土佐町と旧大野見村が合併し、本町は発足しました。

⑤ 集落

本町の集落分布は大きく4つ（久礼、上ノ加江、矢井賀、大野見）に分かれています。集落分布状況は以下のとおりです。

（ア）久礼地区

本町の基幹集落で、鰹一本釣り漁業が盛んです。JR土讃線の土佐久礼駅から久礼港にかけて公共施設・金融機関・病院などが中心街を形成し、周辺に民家が集中しています。また、温泉宿泊施設「黒潮本陣」や道の駅なかとさをはじめ、久礼八幡宮、大正町市場、町立美術館、酒造ギャラリーなど観光資源が多数あり、町内における商業・観光の中心地でもあります。

（イ）上ノ加江地区

古くから県下でも有力な漁業の町として栄え、明治31年に県下初の大敷網が敷かれ「鯿大敷發祥の地」として碑が残されています。近年、上ノ加江漁協による体験型観光漁業が展開されています。町民施設としてはスポーツ文化センターが、スカッシュバレー等スポーツを通して地域の交流の場として活用されています。令和2年度には公民館が改築され、地区の拠点として機能しています。

（ウ）矢井賀地区

町内で最も小規模で高齢化が進んだ地区ではありますが、元々漁業が盛んで、イセエビなどを特産物としています。近年豊かな自然環境を活かした体験型観光施設が充実し、バイクライダー宿泊施設、釣りイカダや地域活動組織「矢井賀をよくする会」が積極的に活動し、町内外の来訪者と地元住民が互いに共存できる環境づくりに取り組んでいます。

（エ） 大野見地区

四万十川上流域に開けた1次産業を中心の集落であり、農林業の基盤整備に重点を置いています。ほ場整備率は75%以上に達し、良質な米やヒノキの産地として知られ、七面鳥も特産品として定着してきています。合併前より精密機器製造業など4社の工場が立地し、大野見荘など社会福祉施設2件を有し、観光資源として宿泊施設「四万十源流の里」や「天満宮前キャンプ場」などがあります。

⑥ 広域的条件

本町は「広域市町村圏振興整備措置要綱（昭和45年自治振第53号）」に基づき設定された高幡広域市町村圏に含まれており、須崎市、四万十町、津野町、椿原町、中土佐町の1市4町で構成されています。設立の翌46年から消防組合、清掃組合、老人ホームなど一部事務組合を組織しています。

今後はより合理的、効率的な広域行政を推進しながら、地域相互の持続的な発展に繋げていく必要があります。

⑦ 過疎の状況

人口の動向については、昭和35年（国勢調査）当時には14,184人でしたが、以後年々減少の一途をたどり、平成27年には6,840人（51.8%減）となりました。

本町にはいくつかの集落が海岸部及び山間部に散在していますが、いずれも若年層の流出が進み、高齢化比率は高まる一方です。

こうした状況は役場が所在する基幹集落も例外ではなくなり、進学や就職先を求めた人口の流出を食い止めることができが今後の大きな課題となっています。

⑧ 産業、経済の概要

産業形態を構造別に見ると、平成27年国勢調査では、第1次産業19.3%、第2次産業20.1%、第3次産業59.0%となっており、平成17年からの10年間の推移では、総数で23.8%減少しています。

特に基幹産業でもある第1次産業においては、生産年齢の高齢化と就労者の減少が著しく進み、生産力の低下による衰退への動きが憂慮されます。第2次産業についても長引く不況により、主に建設業の就業者が大幅に減少しています。第3次産業にあっても、町内事象者の経営規模が小さく、継続性・安定性がともに脆弱であり、近年では全業種において若年層高齢層いずれも就業者が減少傾向となっています。これらの諸状況に鑑み、農林道、ほ場整備など農業生産基盤の強化、魚礁の設置、水産資源の保護育成等、沿岸漁場の整備を計画的に進め、生産性の向上と効率化、経営の近代化を図る必要があります。

さらに、農林漁業で後継者の育成を推進していくとともに、四万十川や太平洋に代表される恵まれた自然を利用した観光施策の展開、既存企業の経営安定、設備の充実、また、新たな企業誘致や、新規起業の促進、福祉事業を中心とした雇用の拡大等、地域経済の発展に向けて、独自の奨励措置や、経営の維持・安定への助成を継続実施していかなければなりません。

（2）人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本町の人口は、平成17年の国勢調査では8,321人でしたが、平成27年では6,840人と1,481人、17.8%もの減となっています。

年齢別に人口を見ると、65歳以上の高齢者は、平成17年の2,920人に対して、平成27年には2,941人と増加（0.7%）しています。

高齢化率においては、平成17年に35.1%であったものが、平成27年には43.0%と7.9%増加しており、今後も一層高齢化が進んでいくものと思われます。

若年者については、15～29歳の人口が平成17年では857人であったものが、平成27年では568人と289人、33.7%もの減となっています。新たな家庭を築く次の世代が町外へ流出してしまうことで、人口移動と自然減少が重なり、相乗的な過疎化へと拍車がかかっています。

また、社人研の推計では、平成27年以降、急激な減少を続け、令和42年（2060）年には1,

654人まで減少するとされています。

② 産業の推移と動向

平成27年の国勢調査では、15歳以上の産業別就業人口は、第1次産業が596人（農業417人、林業25人、水産業154人）で19.3%、また第2次産業は620人（建設業325人、製造業294人）で20.1%、第3次産業は1,819人（卸売・小売業441人、金融・保険業32人、運輸・郵便業154人、サービス業1,009人、公務169人）で59.0%となっています。

10年前の平成17年と比較すると、産業人口は総体的に減少しており、特に第2次産業の減少(40.8%)が大きくなっています。

第1次産業においては、農業の基盤整備・作業の省力化は進みつつありますが、後継者不足が年々加速し、就業者数は34.7%も減少しています。

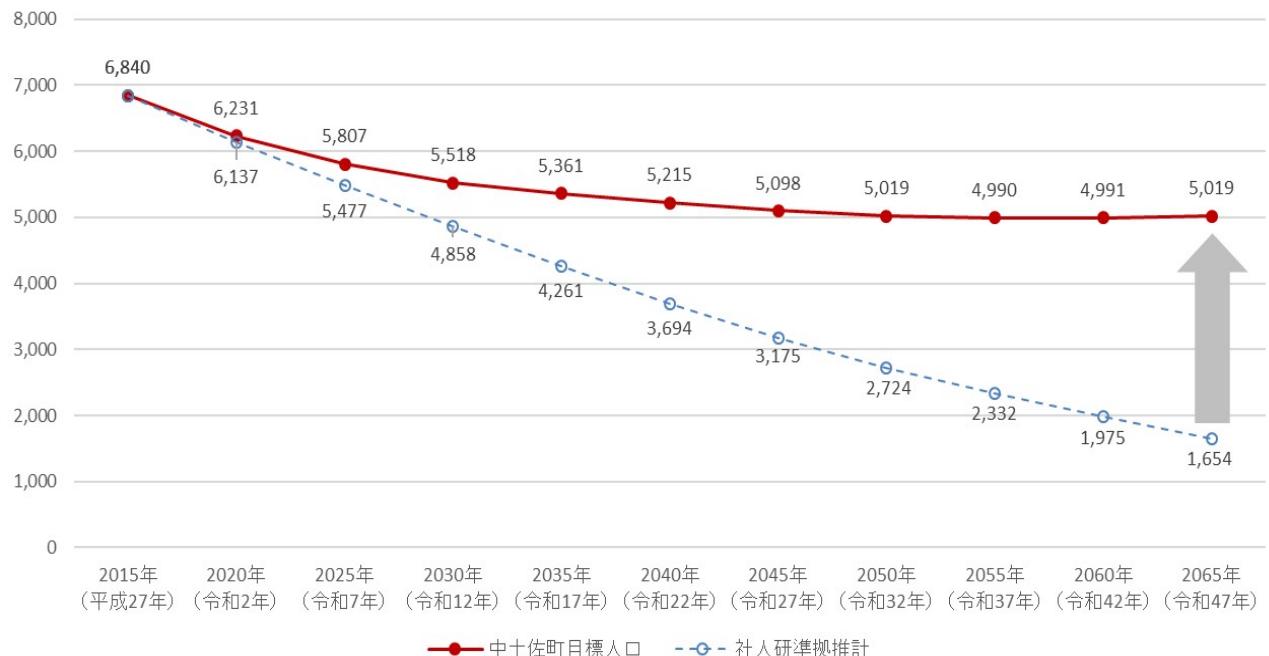
第3次産業も、不況の影響を受け全体では減少しており、高齢化が進む中、医療・福祉業務の多様化や施設整備の充足等により、現在も人手不足は否めない状況になっています。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人
	14,184	10,903	△23.1	9,852	△9.6	8,321	△15.5	6,840	△ 17.8	
0歳～14歳										
	4,770	2,431	△49.0	1,637	△32.7	998	△ 39.0	626	△ 37.3	
15歳～64歳										
	8,046	6,729	△16.4	5,936	△11.8	4,403	△ 25.8	3,273	△ 25.7	
うち15歳～ 29歳（a）										
	2,433	1,736	△28.6	1,242	△28.5	857	△ 31.0	568	△ 33.7	
65歳以上 (b)										
	1,368	1,743	27.4	2,279	30.8	2,920	28.1	2,941	0.7	
(a) /総数 若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
	33.6	22.3		16.6		10.3		8.3		
(b) /総数 高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
	9.6	16.0		23.1		35.1		43.0		

表1－1（2） 人口の今後の見通し

社人研準拠推計と目標人口の比較



（3）行財政の状況

新町発足後、平成18年12月に「中土佐町行政改革大綱」及び「行政改革大綱実施計画及び行政改革プラン」を、また、平成19年に「中土佐町定員適正化計画」を策定以降、第2次、第3次、第4次計画を経て、定年退職者の集中期に対応した新規職員の採用による各種業務の継承、新庁舎への移転及び課の再編、業務量に応じた職員配置や給食業務の民間委託など、適正かつ効率的な行政サービスを提供できる体制を整えてきました。

一方で、少子高齢化から人口減少時代に至り、地場産業の低迷や地域の衰退、自然災害への対応など多種多様な課題とともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のほか緊急的な業務対応が自治体現場の負担増大となる中、職員の働き方改革によるワークライフバランスの実現には業務効率化に加え一定の人員確保を要し、地域の存続のために持続的かつ安定的な行政サービスの提供が必要不可欠な状況になっています。これまでの行政サービスの水準を確保しつつ、事業の選択と集中による効果的かつ効率的な行政運営を行うためにも、職員の資質向上、人員配置や定数の適正化など、さらなる行財政改革を推し進めることが重要となっています。

① 行政の状況

「行政改革大綱実施計画及び行政改革プラン」「中土佐町定員適正化計画」に基づく適正な定員管理に努めたところ、令和元年度から育児休業及び病気休職による職員の欠員が相次いだ結果、職員数は137人(H27.4.1)から142人(R3.4.1)に増加しましたが、計画終期には138人(R9.4.1)になる見込みです。町議会においても、合併協定時に定められた14人の議員定数を、議会自らの改革により、平成21年4月以降、定数を12名に削減しています。

行政機構については、平成21年4月の機構改革により、合併当初の12課室（各種委員会を除く）から10課に削減、令和3年1月の新庁舎移転及び機構改革により、企画課・農林課・水産商工課を「まちづくり課」「農林水産課」に統合整理し、平成21年の機構改革時の10課（各種委員会を除く）から9課に削減しています。

② 財政の状況

脆弱な産業基盤構造のため町税等の自主財源に乏しく、一般財源の多くを地方交付税、地方譲与税に依存している状況です。

このため、職員数の削減により合併後15年間で人件費総額を1億2千万円以上削減するなど歳出の固定費を圧縮する一方で、町の活性化のため、産業基盤の整備、観光施設の整備、教育環境の整備、生活環境の整備、保健・福祉・医療の充実など、住民ニーズに沿った真に必要な施策を展開してきました。その財源に国・県の補助金や過疎債などの交付税算入の有利な起債を活用するなど、効率的な財政運営に努めた結果、各種財政指標においては比較的健全な運営状況となっています。

しかしながら、公共施設移転等事業をはじめとした近年の南海トラフ地震対策事業が一定完了したことにより、それらの財源とした地方債残高が大幅に増加していることから、公債費負担額は今後ピークを迎えることとなります。

さらに、高齢化の進展などに伴い増大する社会福祉経費に加えて、本町独自の子育て支援策などを実施していく上では、中期的な財政見通しを立て、これまで以上に持続可能な財政運営に努めていく必要があります。

今後も、徹底した事務事業の見直しなどによる経常経費の抑制に努めるとともに、投資的経費についても緊急性、事業効果を十分に検証の上、国・県の補助金や過疎法による財政支援措置など有利な財源を活用し、産業育成や企業誘致等による税収増など自主財源の確保も図り、住民サービスの向上と地域の自立を図ります。

表1－2（1）市町村財政の状況

（単位：千円）

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	7,698,652	7,173,935	7,321,412
一般財源	4,066,027	4,106,928	3,802,126
国庫支出金	1,230,918	469,895	583,976
都道府県支出金	491,964	813,596	424,055
地方債	1,069,291	1,303,714	1,224,268
うち過疎債	186,600	615,500	413,900
その他	840,452	489,802	1,286,987
歳出総額 B	7,366,827	6,886,177	6,782,770
義務的経費	2,655,043	2,351,644	2,603,149
投資的経費	2,189,197	1,654,226	1,845,297
うち普通建設事業	2,140,036	1,519,593	1,677,019
その他	2,522,587	2,880,307	2,334,324

過疎対策事業費	1,868,757	1,600,518	1,860,421
歳入歳出差引額 C (A-B)	331,825	287,758	538,642
翌年度へ繰越すべき財源 D	66,208	80,431	191,892
実質収支 C-D	265,617	207,327	346,750
財政力指數	0.180	0.170	0.170
公債費負担比率	21.6	17.9	24.3
実質公債費比率	11.6	4.9	10.0
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	83.8	84.2	94.6
将来負担比率	△73.7	△163.8	△127.9
地方債現在高	7,335,695	8,188,894	11,412,462

1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	21.7 15.4	21.2	27.5	32.5	77.9
舗装率 (%)	32.9 21.7	54.9	58.5	59.2	92.8
農道					
延長 (m)	—	—	—	53,525	47,075
耕地 1ha当たり農道延長 (m)	33.1 69.6	53.7	62.5	152.0	90.0
林道					
延長 (m)	—	—	—	66,488	83,504
林野 1ha当たり林道延長 (m)	11.6 14.4	12.2	15.2	4.6	6.0
水道普及率 (%)	93.8 58.4	93.9	95.3	98.9	98.8
水洗化率 (%)	—	—	34.3	51.0	51.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	11.6 9.3	9.5	6.5	6.4	8.5

(注) 昭和55年度末については、上段：旧中土佐町、下段：旧大野見村の数値

平成2年度以降は、旧2町村の合算値

（4）地域の持続的発展の基本方針

黒潮や四万十川に象徴される多様で豊かな自然の恵みを活かした産業の活性化や、海と山を結ぶネットワーク化による町内外の交流人口の拡大を図り、住民と来訪者がともに「自然を体感できるまち」を目指します。

また、豊かさの指標は、収入や物質的な多さだけでなく、日々の生活に対する満足感や安心感によるところが大きくなっているため、それぞれの暮らしにあった住み心地のよいまち、町民一人ひとりが「住みやすさを実感できるまち」を目指します。

町民一人ひとり、地域、そして行政が、それぞれ適切な役割を分担し、補完しながら地域を創造していく、「まちづくりを共感できるまち」を目指さなければなりません。

これからまちづくりは、行政だけでは困難になってきており、これからは町民発意により、町民自身が活動し、まちづくりを考え、町民と行政の協働により、「自立・協働・連携」を基本に、新しいまちづくりを進め、施策を展開していきます。

① 安心で住みやすいまちづくり

豊かな自然に囲まれた生活環境を次世代に引き継ぐため、自然環境の保全に配慮した基盤づくりを進めるとともに、自然環境の保全と再生にまちぐるみで取り組み、各世代の住民が将来にわたって住み続けたいと思う生活環境を整えます。

また、日々の生活の安全を確保するため、災害予防の施策を推進し、安心できる地域をつくっていきます。

② 地場産業で潤いのあるまちづくり

地域に住民が住みつづける条件として、地域に仕事があり、充実していることが重要であることから、既存産業の更なる充実を図りながら、1次、2次、3次産業をつなぎ地域に根ざした複合的産業の振興をプロジェクト事業として推進するため、地域を支える小さな産業の育成と振興を図ります。

また、土佐湾に広く展開する良好な景観や四万十川をメインとした「田舎の自然」を活かしたグリーンツーリズム（農村観光）やブルーツーリズム（漁村観光）など体験型観光の振興を図ります。

③ ほのぼのとした温もりを感じる健やかなまちづくり

健康は、そのまちの活力であるため、健康づくりを生涯づくりととらえ、誰もが健康で生き生きと暮らすために、町民が中心となって、町民自らが自主的に「健康づくり」ができるよう支援していきます。

また、各種福祉団体やボランティア等と連携し、高齢者や障害者の自立を支援する保健・福祉の充実を図り家族や地域がともに支え合うまちづくりを推進します。

④ 豊かな心を育てる教育・文化のまちづくり

「確かな学力を身につけ、たくましく、心ゆたかな子どもの育成」を教育目標とし、学校・家庭・地域社会が連携し、教育環境の改善を積極的に進めるとともに、自ら学び、学び合おうとする教育的風土づくりを進めます。

また、ふるさと教育、生涯学習や生涯スポーツの推進と地域文化の振興を図ります。

⑤ 活気あふれる協働のまちづくり

本町の振興を図るためには、主体となる町民のコミュニティが欠かせません。基礎となる住民自治を推進して、それぞれの個性ある地域間の連携を深め、町民相互、町民と行政が協働して活気あふれるまちを創造していきます。

また、地域の特性を活かし、町民参画のもと、地区ごとに施策を推進します。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本目標は、以下のとおりとします。

① 人口に関する目標

成果目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
総人口	6,002人	5,807人
転入者	104人	180人
出生数	18人	23人

② 財政力に関する目標

成果目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
町債残高	145億円	123億円
実質公債費比率	10.0	14.7

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、それぞれ設定した目標値の達成度を毎年度、町長において検証を実施し、議会へ報告します。

なお、必要に応じて本計画を柔軟に見直すこととします。

（7）計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

（8）公共施設等総合管理計画等との整合

本町の総人口の減少などに伴う社会情勢の変化や厳しい財政見通しなどを踏まえ、中長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設等を計画的に維持管理するとともに、将来にわたり、町民の理解を得ることのできるサービス水準を確保していくための管理等に関して、「中土佐町公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら公共施設等の管理を推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

人口減少の抑制と地域コミュニティの活性化を図るため、首都圏をはじめとする都市部等からの移住・定住及び交流の促進に取り組みます。

また、中土佐町の魅力を積極的に発信し、移住・定住希望者へのきめ細かな相談体制と総合的な受け入れ体制を整備し、移住希望者や若者が定住しやすい環境整備を実施します。

さらに、都市部等との交流により、新たな視点や価値観、情報を得る機会を創出するとともに、関係人口の地域への関わり方の深化を図ることで、文化や産業をはじめ、多様な分野における人材の育成や相互協力を促進し、持続可能なまちづくりを推進します。

(2) 現況と問題点

① 移住及び定住の促進

中土佐町の人口は急激に減少を続けているため、この流れを抑制するために、移住・定住を促進する必要があります。

近年のゆとりある生活への志向、環境意識の高まり等を背景として、自然環境に恵まれた地方での暮らしに关心が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の発生によりテレワークが急速に普及し、場所を選ばない働き方が浸透しており、これらの関心層への情報発信や受入体制の整備が必要となっています。

② 地域間交流の促進

(ア) 四万十川の自然・文化的景観を活かした地域間交流

四万十川支流の島ノ川渓谷では、地域の団体が主体的に広葉樹の植樹運動を企画し積極的に取り組んでいます。しかしながら、四万十川流域の森林は、水源の涵養などの多面的機能が低下しているため、四万十川の水量の減少と水質悪化が懸念されています。島ノ川渓谷の活動を町内外へ広めるとともに、この活動への参加を呼びかけ、四万十川の自然を守っていく中で、都会と地域の交流に結びつける必要があります。

また、平成21年及び23年に選定された文化的景観を活用した新たな地域間交流の模索を求められています。

(イ) イベントの開催による地域間交流

「かつお祭」については、毎年5月に定期開催し、多くの観光客が訪れ、地元住民と都市住民との交流が生まれています。その他にも「大野見しんまいフェスタ」「上ノ加江黒潮ふれあい祭り」、大正町商店街や、道の駅なかとさでもイベントが企画され町外から多くの入り込み客があります。

(ウ) 関係人口の創出による地域間交流

町出身の町外在住者や継続的なふるさと納税、移住イベント等を通じて中土佐町に興味・関心を持つ人々（関係人口）との関わり方の深化が必要となっています。

③ 人材の育成

人口の減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が著しく、集落自体の存続が懸念される地区が生じています。集落機能を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要があります。

また、1次産業の従事者数も減少し続けており、後継者の育成が必要となっています。

(3) その対策

① 移住及び定住の促進

空き家の活用や高台地域での宅地造成、町営住宅の整備・リノベーションにより移住・定住の受け入れ基盤を整えます。

海、川、山の自然景観など中土佐町の魅力を積極的に発信し、移住・定住希望者への相談体制を充実させ、選ばれる田舎を目指します。また、移住に関心のある人に短期間のお試し移住により中土佐町の暮らしを知ってもらうための環境整備を行います。さらに、都市部の地方に興味のある層との接点を生み出し、関係人口の創出を図ります。

新型コロナウイルス感染症の発生によりテレワークが普及し、場所を選ばない働き方が浸透したことに伴い、地方での暮らしが注目されています。この流れを活かして地方暮らしの受け入れを図るため、既存施設等を活用したサテライトオフィス等の受け入れ基盤を整備します。また、高幅広域での移住受け入れの協力体制を維持し、効果的な移住促進施策を実施します。

② 地域間交流の促進

(ア) 黒潮のめぐみ「カツオ」を主人公とした地域間交流

様々な媒体を使って情報発信を行い、販路の開拓によりカツオ等、漁獲物そのものの単価を向上させ、水産業の振興と雇用の場の確保に努めます。

(イ) 四万十川の自然・文化的景観を活かした地域間交流

四万十川の清流を訪れる人々に、町民と行政の協働の下、流域に点在する自然や景観を活用し誘客につなげる取り組みを推進するとともに、各種イベントや広葉樹の植樹事業などを利用し交流人口の増加を図ります。

源流域の森林をはじめ流域の環境及び景観の保全育成を行うとともに、森林浴や親水機能を備え、かつ景観にも優れる渓谷などの自然公園の整備を促進します。また、四万十川の魚族増加を促すことにより、四万十川の魅力を一層高め、家族、グループ等に自然体験型観光の場を提供し、入り込み客誘致に努め、地域間交流の推進を図ります。

(ウ) イベントの開催による地域間交流

「かつお祭」、「大野見しんまいフェスタ」「上ノ加江黒潮ふれあい祭り」など現在開催している各種イベントについても、より一層充実するように努め、道の駅なかとさや大正町市場など観光資源を活用しながら地域間交流を図ります。

(エ) 関係人口の創出による地域間交流

これまでに様々なかたちで中土佐町を知り、興味・関心を持ってくれている人々との関係の深化を図るとともに、地方での暮らしに関心のある層に中土佐町の魅力を発信し、新たな関係人口の創出を図ります。また、これらの人々を地域のパートナーとして受け入れられる環境を構築します。

中土佐町の農林水の資源を生かした体験型交流などを促進し、都市部の人と地域との交流を推進します。

③ 人材の育成

外部からのアドバイザーの招へいを含め、多様な人々の協力を得ながら、持続可能な地域をつくるための人材育成を推進します。また、集落活動センターや自主防災組織など地域活動の主体と協働し、地域づくり活動を活性化します。

地場産業の担い手育成のため、農林水産業及び商工業への支援を行います。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1) 移住・定住 (4) 過疎地域持 続的発展特別事業	空き家活用住宅整備事業 サテライトオフィス等整備事業 移住相談窓口運営事業 移住・定住希望者の発掘及び定住相談をきめ細かく実施する窓 口を設置する。 移住体験住宅運営事業 中土佐町に移住を検討している人に中土佐町での暮らしを体 験してもらうため、移住体験住宅を運営する。 関係人口創出事業 都市部等の地方暮らしや自然環境に興味のある人を対象とし て町の魅力を伝え、中土佐町との多様な関わり方を持つもら う。 移住者及び子育て世帯等住宅改修支援事業 移住者及び子育て世帯等の住環境を改善するため、住宅の改修 費用を助成する。	中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町	

	<p>新婚・子育て世帯住宅取得支援事業 新婚及び子育て世帯が住宅を取得する際の建築費用もしくは住宅購入費用の一部を支援する。</p> <p>ふるさとワーキングホリデー受入れ支援事業 中土佐町の事業者が都市部の若者を一定期間受け入れ、仕事をしながら街の魅力を知ってもらう機会を創出する場合に受け入れ費用を支援する。</p>	中土佐町	
--	--	------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ中土佐町公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していきます。

3. 産業の振興

(1) 産業の振興方針

農林水産業においては、それぞれの基盤整備を充実し、地域間競争に負けない地域性を充分に活かした魅力ある商品のブランド化を図るとともに、労働力の省力化及び生産コストの低減、担い手確保対策に積極的に取り組み、安全・安心で持続可能な第1次産業の確立を目指します。

商業は、中心商店街と周辺地域の役割を区分し、地域性に応じた取り組みを、商工会及び大正町市場協同組合等を中心に連携を図り推進します。

観光面では、地域内特産と豊かな自然を活かした体験型観光の充実を図ります。生産者のターゲットと消費者のニーズをうまく適応させ、生産から加工・製造・販売を複合させた取り組みを行い、観光及び地産外商の拠点として整備された道の駅なかとさを活用しながら、複合的な産業の育成に努めるとともに、商工会等との連携により外商の支援に努めます。

(2) 現況と問題点

高齢化や担い手不足に加えて、農林水産物価格の低迷により、第1次産業を取り巻く環境は厳しくなっています。また、本町にある企業は、長期の不況の中、企業努力により、経営を維持しているものの厳しい状況が続いています。今後は、高度情報化の伸展により、新事業への参入の可能性もあり、参入意欲のある人材の育成と起業者や経営者への助成は、地域定住を促す上でも重要な課題となっています。

本町は、自然を活かした観光基盤整備を図ってきましたが、近年、観光の形態は、集団の定期観光から、個人やグループの体験型観光に変化してきていることから、SNSなどを利用した情報発信の充実が求められます。また、自然観光に対する関心の高まりを踏まえ、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなどへの対応をより一層進めていく必要があります。

最近の消費者は、安心で安全なもの、そして生産者の顔が見えるものを求めており、それぞれの地区的特色ある1次産業を基礎として、2次、3次産業の連携が重要になっています。

① 農業

農業を本町の基幹産業と位置づけ、基盤整備・近代化施策などの事業を導入し、基盤の整備から生産・出荷まで政策的に取り組み、一定の成果をあげてきました。しかし、近年の農業情勢は厳しく、農業従事者の高齢化の急速な進行、慢性的な後継者不足に加え遊休農地と耕作放棄地の増加、生産コストの高騰や産地間競争の激化、農作物の価格の長期低迷など、農業経済環境の変化に伴い、経営体としての農業の弱体化が進行しています。

このため、本町の農業形態を「施設園芸型」、「土地利用型」、「地産地消型」、「地産外商型」に類型し、その形態と課題に即応した施策を地域と協働で企画・実行する中で、潤いのある安定した「農業・農村」の振興を図り、町の基幹産業として名実とも発展させる必要があります。

② 林業

本町は良質なヒノキの産地ですが、林業を取り巻く諸情勢は近年非常に厳しく、町内においては、生計を林業のみに依存できる林家は少ないため、農業など他産業との複合経営を強いられています。森林整備への意欲の低下が森林の荒廃へと繋がり、森林のもつ町土の保全や水資源の涵養、生活環境

の保全や木材生産機能すら失いつつあります。

今後においては、森林経営管理制度を導入し、民有林で経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進します。

また、森林施業に必要な基盤整備を行うために、高性能林業機械等整備事業等を積極的に導入して、森林整備への意欲の向上を醸成し、適時・適切な森林整備を目指します。さらに、森林のもつ公益的・多目的機能を高度に発揮させるべく、中土佐町森林整備計画においては、町内の森林全域を「水源の涵養」の機能を持つ森林として設定して、その機能に応じた森林整備を行っていくこととしています。

③ 水産業

本町には、久礼（港湾）、上ノ加江（漁港・港湾）、矢井賀（漁港）の3つの漁業集落がありますが、操業形態としては沿岸漁業がその多くを占め、漁業経営規模も小さいです。

水産業は設備への初期投資が大きく、また収入も不安定であることから後継者が育たず、漁業者の高齢化や減少に歯止めがかからない状況にあります。

魚価については、仲買人により一定の値が付けられてはいるものの、豊漁時や昨今の感染症拡大による飲食店への影響などにより、魚価への影響も避けられない状況にあり、漁業者のみならず漁協の経営にも影響が出てきています。

そのため、より高値での取引や底値を上げること、漁労支出の低減により漁業者の所得を上げための方策が必要になっています。特に豊漁時などの魚価の低迷や底値となる魚の量を少しでも減少させることや、操業に係るコストの削減などに取り組む必要があります。

また、これから改正される法律やすでに改正された法律により今後の方向性が変わってくるため、様々な状況に応じた対応が求められます。

これまでと同様に水揚げされた水産物の全てを流通業者、仲買人に委ねるのではなく、消費者への直売や観光・体験事業といった新規事業にも、直接漁業者・漁協が自らの手で積極的に取り組み、確実に漁業者の所得を向上させる施策が必要となっています。

④ 企業の誘致

過疎地域最大の課題は若者の就業の場の確保ですが、中土佐町は極端に平坦地が少なく産業団地等の開発が困難なことなどから、過去には数社の工場の誘致実績はあるものの、本格的かつ継続的な企業の誘致対策には取り組めていません。また、一部の工場が町外に移転することとなり、若者の就業の場の減少が深刻化しています。

⑤ 起業の促進

ベンチャービジネスの中心は、情報通信やバイオテクノロジーに関連する会社が連想されやすいが、こうした業種は人材・高度な都市機能等が乏しい本町では、事業の立ち上げから運営が困難な状況です。

そのため、都市部に比べ情報格差等で不利な条件にある本町発のベンチャービジネスとしては、これまで注目を集めてきたソフトウェア産業等にこだわらず、低迷の続く1次産業を振興させ、地域に根ざして雇用基盤を安定させる地域資源活用型の起業が求められています。

⑥ 商業の振興

(ア) 中心商店街の活性化

本町には大きく分けて、久礼お宮さん通り商店街と栄町商店街の二つの商店街が存在し、古くから地域住民の生活に密着した産業としてその役割を果たして来ました。しかし、集客の基盤であった町内人口の減少に加え、大型量販店の進出などにより閉店を余儀なくされた商店や、後継者不在のため止む無く閉店する商店が目立ち始めています。

一方で、久礼お宮さん通り商店街の空き店舗を利用した新店舗は、既存の商店街の集客効果に相まって賑わいを見せるなど明るい話題もあります。

今後はこの成功事例を参考に、空き店舗を利活用した新たな魅力向上を図るとともに、観光客を集客の対象とした、観光商業的な取り組みが必要とされています。

(イ) 後継者対策

後継者問題は商店・露店商ともに一層深刻さを増し、地域商業の衰退を招く最大要因となっています。今後は後継者が期待と自信をもって就業できるような環境整備を進めるとともに、地元商店街や商工会など関係機関と協議を重ね、新規参入者も視野に入れるような取り組みが求められます。

(ウ) 商業者の育成

商業者を取り巻く環境としては、人口減少に加え、車社会の進展による購買力の域外流出やインターネット通販の普及などの生活環境の変化が生じているため、この変化に対応できるような取り組みが求められています。

⑦ 工業の振興

本町の工業は、経営規模の小さな精密測定器工場、機械工具製造工場、ミシン部品工場と、零細な縫製工場や水産物加工場などがあるのみで、いずれも厳しい社会情勢に加え輸入製品の増加などにより、需要が加速的に減少し、経営状態は非常に厳しくなっています。

⑧ 観光又はレクリエーション

本町の観光資源としては、日本最後の清流「四万十川」、町民の心のよりどころである「久礼八幡宮」や新鮮な魚介類、青果類を中心に販売している「大正町市場」、そして土佐十景の一つに数えられる「双名島」を通過ポイントとする、須崎市の安和海岸から四万十町に隣接する矢井賀までの起伏に富んだ海岸域などがあります。

これまで整備した観光資源の有効活用や施策により、観光産業としては一定の成果をあげており、過疎地域である本町を活性化させるため観光の施策の振興から、産業の安定化、雇用の増大へとつなげる持続的発展計画が必要となっています。

(3) その対策

農業・漁業では、企業的な経営への転換を図るとともに、地域の特色を活かした適地適作や、地産地

消の推進など高齢者も担える取り組みを進めます。

林業では、森林の有する多面的機能の高度発揮と森林資源の有効活用に取り組むため、作業道整備、高性能林業機械の導入を進めるとともに、民有林で経営管理が行われていない森林について、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業技術者の確保、育成に努め、間伐を促進します。

商業では、高速道路の延伸に伴う交流人口の増加を地域の活性化に結びつけるため、店舗の近代化を進めながら、中心商店街と周辺地域の連携を進め、魅力ある商業空間の形成に取り組むとともに、既存事業者の経営継続にも努めています。

観光産業では、恵まれた自然環境を活かした体験型観光への展開を図ります。また、個性的で魅力的なイベントの取り組みを進めるとともに、周辺市町村と連携し、広域的観光の推進を図ります。

また、地産外商を推進するために、事業者の販売力強化を図りながら町内産品の戦略的販売の充実に努めます。道の駅を拠点として来町者への販売を促進していくほか、SNSやホームページなどを積極的に活用し、まち全体の魅力を発信するとともに、雇用拡大、交流人口拡大を図り、まちの魅力と地域経済を向上させていきます。

① 農業

本町の農業を持続的・安定的に、基幹産業として発展させるため、農業者・地域・農業協同組合・関係機関との連携のもと、環境の激変に相応した施策を実行し、「地域の特性を活かした活力ある農業の振興」と「地域ぐるみの潤いのある農村づくり」を推進します。

農業者・地域組織・関係機関との連携と協働を基本としながら、以下の施策を推進します。

(ア) 施設園芸型農業の振興

- a 生産基盤の整備による優良農地の確保と近代化施設の整備拡充
- b 施設の改修・拡充支援

(イ) 土地利用型農業の振興

- a 生産基盤整備による優良農地の確保と経営体育成
- b 担い手農家への農地利用集積
- c 受委託組織の拡充と集落営農組織の整備育成
- d 受委託組織・集落営農組織の環境整備
- e 町産米ブランド化の推進による産地形成
- f 集落営農組織の整備育成と耕作放棄地の有効利用

(ウ) 地産地消型農業の振興

- a 小規模農家・多品目農家の育成
- b 受入れ態勢整備とグリーンツーリズム
- c 農産物直販施設の利用促進

(エ) 地産外商型農業の振興

- a 特產品の創出
- b 加工品販売
- c 生産販売体制の構築

(才) その他共通事項

- a 環境保全型農業の推進
- b 認定農業者への融資支援
- c 新規就農者の研修支援や後継者の確保
- d 営農指導・経営指導の促進
- e 遊休農地や耕作放棄地の抑制と農地の有効利用。
- f 担い手の確保・育成及び農業の基盤強化。
- g 農作物への鳥獣被害の抑制・防除と駆除の推進。

② 林業

森林は、町土の保全や水資源の涵養、生活環境の保全、木材の生産など多様な機能を有しています。中土佐町森林整備計画においては、町内の森林全域を「水源の涵養」の機能を持つ森林として設定しており、その機能を発揮するため、必要な施策を森林組合・生産者組織・関係機関や町民との連携のもとに推進します。

林家・地域組織・森林組合及び関係機関との連携と協働を基本としながら、以下の施策を推進します。

(ア) 林業生産基盤整備の整備促進

- a 林道網の適正管理
- b 作業道の計画的開設
- c 治山事業の積極的導入
- d 高性能林業機械の導入

(イ) 森林整備と林産物の生産及び流通促進

- a 施業団地の積極的な設定と、森林の適正管理
- b 森林整備地域活動支援交付金事業等の推進
- c 除間伐の積極的な推進
- d 地域内木材利用の推進
- e 四万十ヒノキのブランド化
- f 森林による二酸化炭素吸収量のクレジット化

(ウ) 小さな産業の育成

- a 林業の特性を活かした小さな産業の育成
- b 特用林産物を活かした小さな産業の育成
- c 農・林を連携させたグリーンツーリズムの育成

(エ) 潤いのある農村環境づくりの推進

- a 森林環境教育
- b 森林と人との共生林の整備保全

- c 「緑の募金」事業等を活用した、農村環境整備

(才) その他共通事項

- a 林業後継者の育成
- b 林業就業者の就業条件の改善

③ 水産業

基幹産業の柱として重要な地位を占める水産業は、漁場環境の悪化、資源の減少、価格の低迷など厳しい状況にあります。しかしながら自立した漁業経営を行うためには、漁業基盤の整備や海洋資源管理による漁場環境の回復、魚価の安定供給施策を検討し、また海とのふれあい・体験漁業の振興により経営を強化します。

漁港施設については、久礼、上ノ加江両港とも水産業基地として重要な港であり、漁業振興対策及び周辺地域との調和を図りながら、施設機能の充実を図ります。

(ア) 漁業基盤の整備

各漁協で荷揚げされた水産物が適正な価格で取引され、魚価の向上が図られるよう各漁協の取り組みに対して支援を行います。

(イ) 体験漁業への支援

高知県漁業協同組合上ノ加江支所で行われている体験漁業が継続して実施されるようソフト面での支援を行います。

また、他の観光施設等との積極的な連携を促し、売り上げ面で漁協との相乗効果を生み出すことに努めます。

(ウ) 生産者直営事業の充実

- a 冷凍施設など魚価の向上に資する施設整備に努めます。
- b 水産物を加工し食材として提供できる施設整備に努めます。

(エ) 交流人口の拡大

- a 現在実施している体験漁業のPRを促進するとともに、漁業者と遊漁者との漁場利用調整に努めます。また、町管理漁港でのプレジャーボートの適正な受け入れ及び管理に努めます。
- b 矢井賀地区においては、イセエビなどの新鮮な魚介類のほか、観光釣りイカダといった観光資源及び海辺の環境公園を活用し交流人口の拡大に努めます。
- c 稚鮎の放流により資源の保護、培養に努め、大野見地区の四万十川流域を訪れる観光客の増加を図ります。
- d 上ノ加江漁協の総合交流施設を積極的に活用し、交流人口の拡大を図っていきます。

(オ) 地域ブランドの確立

現在実施している水産物鮮度保持事業と水産加工施設による、流通市場での中土佐町の魚介類の競争力を強化し、魚価の向上と消費の拡大を図ります。

また、天然塩の製造及びテナガエビなどの新たな地域資源の商品化及び流通の拡大について支援を図っていきます。

④ 企業の誘致

企業においては、立地選定に当たり重視する条件として、市場への近接性、交通の利便性、就業者の確保が求められています。中土佐町は、四国横断自動車道の延伸により、交通の利便性は向上したもの、津波浸水区域外での工場用地の確保が難しいことや、人口減少に伴う就業者の確保が難しいことから、工場誘致は難しくなっています。

一方で、近年の場所を選ばない働き方の進展と地方暮らし志向は高まっており、フリーランスで働く方のシェアオフィスや町外に本社を置く企業等のサテライトオフィスの誘致に積極的に取り組んでいきます。

⑤ 起業の促進

地域資源活用型のベンチャー企業を育成するため、助成制度を充実させていきます。

全国的に過疎地域では「人材がいない」という声がありますが、自らの地域の活性化や持続的発展、また個人の事業展開について熱心に考える人材が多く存在します。そのため、本町においてはこのような人材を、まず、ベンチャービジネスの予備軍ととらえて、この予備軍を発掘し、発掘した人材に小規模でも何らかの事業・活動にチャレンジする機会を与えて、経験と自信を持たせたいと考えています。

⑥ 商業の振興

高速道路をはじめとする道路網の発達により、県都の大型量販店や近隣の量販店の利用が比較的容易になったことにより、購買人口の流失がより一層加速しています。さらに、県外資本による大規模小売店が立地して以降、既存商店の経営は従来に比べ、より厳しさを増してきました。今後は交流人口による観光戦略的商業も取り入れるとともに、量販店では期待できない、少量・適量販売等により大規模小売店と差別化を図り、商店街の振興と後継者育成を図っていきます。

また、新たな商品の開発、物産の販売を推進するため、商業者に必要な支援を実施していきます。

(ア) 中心商店街の活性化

- a 商店街の中には、長期間利活用されないままの空き店舗が存在するため、再利用の可能性を調査し、本町の特性に合った新たな展開により商店街の活性化を図っていきます。
- b 中心商店街付近の比較的大きな空き店舗を利用し、複合的な利用に加えインターネット等を活用した商店の実現に取り組みます。
- c 観光的色彩により集客した久礼大正町連合商店街の来場者を栄町商店街方面に誘導するため、酒蔵付近の商店や両商店街を結ぶ導線付近の空き店舗を使った観光的商業の充実を図ります。
- d 町内の観光的商業の充実を図るため、中心商店街の来訪者を周辺地域に周遊させる取り組みを実施し、面的な集客増加を目指していきます。
- e 高齢者の多くは、大型量販店より適量購入が可能な地元商店街を利用する多いため、今後は高齢者に優しい、少量販売・ご用聞き・宅配サービス等、福祉サービス的ビジネスの

展開を検討していきます。

(イ) 後継者対策

- a 後継者問題に関する商店主アンケート調査を実施し、正確な実態を把握するとともに、商店主の意向も整理することにより後継者の育成を図ります。
- b 商店街に一定の来場者がある限り個店継続は可能であり、商店街としても個店継続は必須です。個人的に後継者不在の場合は、可能な限り公募的な展開も視野に入れた対策を講じていきます。

(ウ) 商業者の育成

- a 町産品を活用した商品の開発や販路拡大に係る取り組みを支援し、商業者の事業規模拡大を図ります。
- B 商工団体等が実施する人材育成の取組を支援し、商業者の育成を図っていきます。

⑦ 工業の振興

現在、町内には、縫製工場、精密測定器工場、機械工具製造工場、ミシン部品工場、飲料水工場などが操業していますが、経営内容はいずれも小規模であるとともに、社会情勢等のあおりを受け、経営状況は厳しさを極めています。今後においても、経営安定化に向けた施策と津波被害が予想される平地からの事業所移転を支援していきます。

(ア) 経営規模は小さいとはいえ、地元就労者の受け皿としてその役割は非常に大きい存在であるため、可能な限りの奨励措置等を検討し、経営の安定に向けた支援を行います。

(イ) 地場産業の振興及び津波被害が予想される平地からの事業所移転に対しては、優遇支援策を検討していきます。

⑧ 観光又はレクリエーション

増加傾向にある外国人観光客に対応するため、多言語による観光案内や情報発信手段の充実を図るとともに、公衆トイレや休憩所の設置、宿泊施設の改修等観光インフラの整備を促進します。また、四万十川流域と沿岸地域の観光資源の磨き上げを図るとともに、これら資源をリンクすることにより、新規入込客の増加と滞在時間の延長を図る取り組みを推進します。

(ア) 「道の駅なかとさ」運営事業

SEA プロジェクト（買・Shopping、食・Eating、遊・Amusement を満喫できる賑わい空間を創出し、人の流れをつくり、まち全体を対外的にアピールしていくことで地域の活性化を図る）として整備した「道の駅なかとさ」を拠点として、町内産品の戦略的販売・まちの魅力の積極的な発信を行い、まち全体の経済活動の底上げと町内所得の向上につなげる取り組みを実施していきます。

(イ) 既存観光施設の改修

これまで本町の観光拠点として観光振興を推進してきた黒潮本陣本館やコテージ、四万十源流

の里などの既存施設には施設整備から長い期間が経過しており、老朽化対策が必要となっているものが多くなっています。今後も本町を訪れる観光客のニーズの多様化に対応するため、必要な施設改修を行います。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	【農業】	農業用排水路事業 農道整備事業 農業用施設維持補修事業 鳥獣被害防止柵整備事業 農業水路等防災減災事業	中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町	
	【林業】	緊急間伐総合支援事業 間伐、作業道開設 間伐等森林整備促進対策事業 保育間伐、搬出材積、 作業道開設、新植林 森林整備地域活動支援交付金事業 林道維持補修事業 林道改良事業 高性能林業機械等整備事業 町有林整備事業 搬出間伐、保育間伐 木材加工流通施設等整備補助事業	自伐林家 中土佐町 森林組合 森林組合 中土佐町 中土佐町 森林組合 中土佐町 中土佐町 森林組合	
	(2) 漁港施設	矢井賀漁港海岸局部改良事業 県営港湾海岸改良事業負担金 上ノ加江漁港改良事業負担金 水産基盤ストックマネジメント事業負担金	中土佐町 高知県 高知県 高知県	
	(3) 経営近代化 施設			
	【農業】	大野見堆肥センター改修事業 新食肉センター施設改修負担事業 高原畜産センター改修負担金事業 地域営農支援事業 共同利用ハウス改修事業 燃料タンク対策事業	中土佐町 高知県 高原畜産センタ 一 集落営農組織 中土佐町 JA 土佐くろしお	

		園芸用ハウス整備事業補助金	JA 高知県 JA 土佐くろしお JA 高知県 JA 土佐くろしお
		ライスセンター高度化設備費負担事業	JA 土佐くろしお
(4) 地場産業の振興			
	【加工施設】	水産加工場設備整備事業	中土佐町
		水産資源利活用施設改修事業	中土佐町
	【流通販売施設】	こうち農業確立総合支援事業	JA 土佐くろしお
		道の駅なかとさ施設改修事業	中土佐町
(7) 商業			
	【その他】	空き店舗活用支援事業	中土佐町
		中心商店街等振興計画推進事業費補助金	中土佐町
		地域産業後継者育成支援事業補助金	中土佐町
(9) 観光又はレクリエーション			
		矢井賀観光釣りイカダ整備事業	中土佐町
		黒潮本陣大規模改修事業	中土佐町
		黒潮本陣コテージ改修事業	中土佐町
		中土佐町簡易宿泊施設改修事業	中土佐町
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
		サテライトオフィス誘致可能性調査事業	中土佐町
		地域資源を活用したサテライトオフィス設置の可能性を検討して誘致戦略を策定するとともに、企業にアプローチするための準備を行う。	
		サテライトオフィス等誘致事業	中土佐町
		誘致戦略に沿ってサテライトオフィス等の設置について企業に営業を行う。	
		土づくり補助金事業	中土佐町
		堆肥センターの設置目的である有機農業の推進により、地力の増進を図り農産物の生産性の安定と農業収益の拡大を図るため、堆肥（おのみ有機）を使用した町民に対して予算の範囲内で補助金を交付する。	
		「道の駅なかとさ」運営事業	中土佐町

	<p>久礼新港の背後地に、買・Shopping、食・Eating、遊・Amusementを満喫できる賑わい空間を創出し、人の流れをつくり、まち全体を対外的にアピールしていくことで地域の活性化を図る。この戦略的販売施設を拠点として、町内産品の戦略的販売・まちの魅力の積極的な発信を行い、まち全体の経済活動の底上げと町内所得の向上につなげる。</p>	
	<p>地産外商推進事業</p> <p>地産外商を推進するため、地産外商に取り組む事業者的人材育成、外商活動、情報発信に係る取り組みを支援する。</p>	中土佐町
	<p>地場産業育成支援事業</p> <p>地場産品の商品化及び流通促進等を図るため、商品としての付加価値を高める施策や、町内外への情報発信活動を行うための支援を行う。</p>	中土佐町
	<p>広域観光活性化事業</p> <p>「高幡広域観光」に関する負担金を、各5市町村（須崎市、津野町、椿原町、四万十町、中土佐町）が負担する。</p>	高幡広域市町村 圏事務組合
	<p>観光情報発信事業</p> <p>様々な媒体を活用して中土佐町の魅力を発信し、交流人口の拡大を図る。</p>	中土佐町
	<p>小草ふれあい公園維持管理事業</p> <p>小草ふれあい公園内のパークゴルフ場の芝生刈上げ作業及び管理棟の受付業務等、公園管理全般を委託する。</p>	中土佐町
	<p>総合振興計画策定事業</p> <p>まちとして目指すべき新たな第2次総合振興計画を策定し、まち・ひと・しごと総合戦略と連携して一体的にまちづくりを進めいくことにより、まちの将来像である「地域が輝き、活気と温もりのある住みよいまち」の実現を目指す。</p>	中土佐町
	<p>農業振興地域整備計画策定事業</p> <p>優良な農地の確保、保全農業振興のための各種施策の計画的かつ集中的な実施など総合的な農業を振興するため、当該計画を策定する。</p>	中土佐町
	<p>漁船導入支援事業</p> <p>新規漁業就業希望者に対してリースする漁船の導入に要する経費について補助を行い、新規漁業就業希望者の沿岸漁業者との自立を支援する。</p>	中土佐町

	林道橋長寿命化計画策定事業 将来にわたり林業インフラを適正に管理していくため、町が所 有する林道橋の点検・診断を行い、長寿命化事業計画を策定する。	中土佐町	
(11) その他	水産多面的機能発揮対策支援事業（環境保全活動他）	中土佐町	
	大型漁船運営維持資金貸付	中土佐町	
	沿岸漁業等経営育成資金利子補給	中土佐町	
	漁獲共済保険補助金	中土佐町	
	種子島周辺漁業対策事業	久礼漁協・高知 県漁協上ノ加江 支所	
	水揚奨励金補助金	中土佐町	
	農村地域防災減災事業	中土佐町	

（4）産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
中土佐町全域	製造業、情報サービス業 等、農林水産物等販売 業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、（4）その対策及び事業計画（令和3年度～7年度）のとおり

③ 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、近隣自治体と連携をしながら進めます。

（5）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ中土佐町公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、
公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していきます。

4 地域における情報化

(1) 地域における情報化促進方針

高度情報化社会の発展による情報通信インフラの高速・大容量化や、パソコン・携帯電話・スマートフォン等の普及率の上昇により、情報通信技術（以下「ＩＣＴ」という。）は大きく進展し、社会経済活動や日常生活において必要不可欠な手段となっています。個人や企業が場所や時間を問わず様々な状況で情報を得ることが可能となっている現状を踏まえ、町内全域の光ファイバー網等を利用し、地域の活性化や住民サービスの維持、向上に繋がる取り組みを検討します。

(2) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化の進む本町においては、ＩＣＴの利活用だけでは広く情報を得ることが難しい高齢者がいることや、国の施策で進める市町村業務のデジタル化による各行政システムにおいても、個人だけでなく中小企業等でも利用率が低迷している状況が続いているのが現状です。

のことからも、提供者側である行政の一方的都合によるサービスから利用者本位でサービスの恩恵が実感できる施策への転換が必要となっております。

また、行政機関の情報化による住民サービスの向上はもちろんですが、教育面及び防災面での活用、住民レベルでの情報交流を促進することが必要です。

(3) その対策

ＩＣＴの恩恵を幅広く住民や企業等に実感してもらうためにも情報リテラシーの向上など、情報通信技術の利用機会の格差是正、住民の生活の利便性の向上、移住促進、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図る必要があります。

また、システムでの自治体連携（共同利用など）を進めることによるコストの削減、電子申請サービスに参加することにより、住民への行政サービスに係る各種手続き等の利便性向上に努めます。

防災面では、令和2年度に町内全域で整備した防災情報伝達システムの屋外子局、個別受信機を今後の災害時等における情報手段として維持管理を図ります。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業	防災情報伝達システム保守業務委託事業 災害時等に住民に迅速に避難情報等を伝達するための、戸別受 信機及び屋外放送設備による情報伝達システムを維持管理する	中土佐町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ中土佐町公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していきます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

国道56号を経て高知自動車道にアクセスする主要県道の未改良区間の解消を関係機関へ要望し、整備促進することにより、生活道である町道と機能的に連携する道路網を構築し、地域の自立・活性化・福祉・救急医療・防災・交流人口の拡大等の対応に努めます。

高齢者等を中心に移動手段としての公共交通やコミュニティバス等の利便性の確保するための有効な手立ての推進を図ります。

(2) 現況と問題点

高知自動車道、国道56号へのアクセス道となる県道、町道は発災時の避難路や輸送路となります。が、整備が不十分な道路も存在します。安全な避難路、緊急輸送路の確保は急務であり、信頼性の高いネットワークを形成する道路整備が望まれます。

本町の交通機関は、JRと民間会社の路線バス及びコミュニティバスの運行により、地域の拠点を結び、交通弱者の唯一の交通手段となっていますが、利用者が少なく、路線バスの運行については多額の補助金で運営を維持している状況となっています。

① 国道・県道・町道の整備

(ア) 国道

本町を通る国道は、高知市と西南地域を結ぶ一般道国道56号のみであり、中土佐地区と大野見地区を結ぶ重要な路線となっています。久礼坂においては、防災対策工事の完成により、規制は解除されましたが、急勾配、急カーブが連続するため安全対策は、まだまだ不十分です。また、焼坂トンネルより七子峠に至る区間においては、歩道が設置されていない箇所も多々あり、そうした箇所では、歩行者や自転車は路肩を、危険を感じながら通行している状況です。高速道路へ連結する重要な路線であり、地区間、地域間交流の促進に大きく関わっていることから、早期の対策が望れます。

(イ) 県道

本町における県道は、主要地方道として中土佐～佐賀線、窪川～中土佐線、窪川～船戸線の3路線があり、一般県道の4路線と合わせて計7路線となっています。旧中土佐町と旧大野見村とは、県道を利用しなければ連絡することができず、窪川～中土佐線の早期改良は、最大の課題となっています。また、窪川～船戸線は第2次緊急輸送道路として重要な位置づけがあるものの、未改良区間が点在しており、早期の改良が大きな課題となっています。

本町の県道は隣接市町村との重要な連絡道路であるとともに、町民の日常的な生活、経済活動路線となっており、国道を幹とする重要な幹線道路網を形成していますが改良率は未だ低い状態です。地域間交流の促進と地域生活の快適性や安全性の向上を図るために県道改良が必須となっています。

(ウ) 町道

町道は、1級及び2級町道で構成する幹線道路と、これらを補完するその他の町道となり、路線の性格として特に住民と密着した生活路線網を形成しており、地域防災計画では全ての町道が

避難路として位置づけされています。

今後は、地域間交流の促進と地域生活の快適性や安全性の向上、南海トラフ震災時における避難路としての整備が重要となっています。また、改良率、舗装率ともに70%を超えてはいるものの、舗装の劣化や橋梁等道路構造物の老朽化も数多くみられ、早急な対応が必要不可欠です。

② 交通確保対策

中土佐町には、広域公共交通網（他の自治体と結ぶ公共交通網）として、JR四国が運営する鉄道のほかに矢井賀・久礼と須崎市を結ぶ高知高陵交通の路線バス、大野見と四万十町を結ぶ四万十交通の路線バス、宿毛市と高知龍馬空港を結ぶ高速バスが運行されています。町内における公共交通網は、矢井賀と久礼を結ぶ高知高陵交通の路線バス、大野見と久礼を結ぶ四万十交通の路線バス、町内の公共交通空白地区を解消する取り組みとして運行しているコミュニティバスがあります。

公共交通の利用状況は、JR四国の土佐久礼駅の利用者は年々減少傾向となっています。高陵交通、四万十交通の運行する路線バスについても利用者数は減少傾向となっています。また、コミュニティバスの利用状況は、利用者との意見交換会を繰り返し、路線及びダイヤの改定を行なながら最適な運用形態を常に模索し続けており、利用者数は路線によって増減しています。

（3）その対策

四国8の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消を図り、重要物流道路として高知自動車道の4車線化を推進するとともに、その効果をより高めるため、国道、県道、町道を機能的に連結するネットワークの構築や町内を結ぶ主要県道の改良促進に県と連携して取り組みます。

また、将来必ず来ると予想される南海トラフ地震時における救援ルート・津波避難道としての機能や、誰もが等しく快適な通行ができるよう安全、環境に配慮した道路整備を推進します。

公共交通については、交通手段を持たないお年寄りや児童生徒など住民の生活及び移動の実態を踏まえた公共交通網の再構築を行い、高齢化が進む中山間地域等の移動手段を確保し、地域での生活を守ることを目的として、地域間交通ネットワークに接続する公共交通の確保に取り組みます。

① 国道・県道・町道の整備

道路は、地域間交流の促進と地域生活の快適性や安全性を図る上で重要であり、本町においても高速道路の延伸に伴い、「道の駅なかとさ」を整備し、県外客も増加しています。また、南海トラフ地震時における救援ルートや避難路としての役割も重要視されるものであり、これら道路網の整備には最大限の努力をしなければなりません。これから時代を見据え、各幹線道路を機能的に連結する道路網を再構築し、国道、主要地方道、幹線町道の体系だった整備と合わせ、総合的かつ効率的な道路整備を推進します。また、町道においては、舗装等の修繕工事や道路ストックの点検、長寿命化修繕計画の策定による対策を行い、道路台帳の定期的な更新をはじめ、道路の適正管理に努めます。

② 交通確保対策

JR等の公共交通機関の確保・維持は、間接的であっても若者の定住に寄与します。また、町内から町外への通勤・通学手段、高齢者等の交通弱者の外出手段であり、移動手段の確保は重要な施策で

す。

町内を運行する路線バスは住民の生活を支える基盤としての役割が大きいため、地域公共交通計画に沿った事業実施により公共交通の利便性向上と利用促進を図り、持続可能な地域公共交通としていく必要があります。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 【道路】	町道岡ノ前・道ノ川線舗装修繕事業 町道萩中線改良事業 町道臨港線舗装修繕事業 町道山内線舗装修繕事業 町道伊勢川線改良事業 町道川奥線改良事業 町道液沢線改良事業 道路維持補修事業 道路舗装補修事業 町道薬師越線改良事業 町道上和田道ノ川線舗装修繕事業 町道古土居線改良事業 町道川崎線改良事業 区画線設置事業 防護柵補修事業 町道清水川線改良事業 町道臨港線改良事業 町道寺野線改良事業 町道大川線舗装修繕事業 町道汐満2号線維持事業 町道常賢寺線改良事業 町道小矢井賀1号線改良事業 町道喜助屋敷線道路改良事業 笹場10号線舗装補修事業 町道桑ノ又線舗装補修事業 町道神母野大股線舗装補修事業 町道常賢寺線舗装修繕事業 町道池ノ谷線舗装補修事業 町道松ノ川線改良事業	中土佐町 中土佐町	

	町道桜町 3 号線改良事業	中土佐町
	町道押岡 1 号線改良事業	中土佐町
	町道ヒノ川 1 号線改良事業	中土佐町
	町道上和田 3 号線改良事業	中土佐町
	町道中畠 2 号線改良事業	中土佐町
	町道不動越 5 号線改良事業	中土佐町
【橋りょう】	古土居 2 号橋（上ノ加江浦 1 号線）修繕事業	中土佐町
	浜田橋（笹場 9 号線）修繕事業	中土佐町
	落合橋（中谷線）修繕事業	中土佐町
	上ノ加江橋（上ノ加江押岡線）修繕事業	中土佐町
	大坂橋（桜町 1 号線）修繕事業	中土佐町
	沖芝橋（矢井賀 3 号線）修繕事業	中土佐町
	ナダ橋（矢井賀港線）修繕事業	中土佐町
	高樋橋 2 （大窪線）修繕事業	中土佐町
	島の宮橋（山内線）修繕事業	中土佐町
	神母野橋（神母野大股線）修繕事業	中土佐町
【その他】	【トンネル】	
	・伊勢川トンネル（伊勢川長野線）修繕事業	中土佐町
	・三ツ又トンネル（伊勢川長野線）修繕事業	中土佐町
	【ロックシェッド】	
	・町道鎌田大野線ロックシェッド修繕事業	中土佐町
	・町道二ツ石線ロックシェッド修繕事業	中土佐町
(6) 自動車等		
【自動車】	路線バス等更新支援事業	中土佐町
	路線バス待合所整備事業	中土佐町
(9) 過疎地域持続的発展特別事業	路線バス運行費補助金	中土佐町
	過疎化の進行による廃止路線及び運行回数の減に対応し、周辺市町村への公共交通手段の確保を目的に、四十町までの路線を四十交通と、須崎市までの路線を高知高陵交通に運行補助金により支援を行い、路線確保を図る。	
	地域公共交通確保維持事業	中土佐町
	公共交通空白地区の解消につなげる継続的な運行を目指して地域内フイーダー系統として運行させ、沿線住民の生活を支える。	
	J R 切符販売事業	中土佐町
	無人化した J R 土佐久礼駅に定期券等の乗車券の販売を行う人員を配置し、住民の利便性の確保を行う。	
	地域公共交通計画策定事業	中土佐町

	地域全体の公共交通をネットワークとして総合的にとらえ、交通機関相互の連携を図るとともに、公共交通網の効率性向上を図るため、地域公共交通計画を策定する	
	地域公共交通アドバイザー招致事業 町内の公共交通の持続的な運営及び各交通事業社との調整、並びに公共交通施策の効果的な実施のため、専門家からの支援を受ける。	中土佐町
	道路台帳更新事業 町道の認定及び改良、廃止などに伴い、道路台帳の更新を行うことにより適正な町道の管理を図る。	中土佐町
(10) その他	橋梁長寿命化修繕計画事業 点検、修繕計画 道路トンネル長寿命化修繕計画事業 点検・修繕計画 ロックシェッド長寿命化修繕計画事業 点検・修繕計画 県道改良事業負担金	中土佐町 中土佐町 中土佐町 高知県

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ中土佐町公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していきます。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備方針

生活環境の充実及び環境対策として、集落排水事業や浄化槽の普及、リサイクルを中心とするごみ処理やごみ減量化に向けた啓発等の充実を図り、豊かな自然環境の保全・育成を目指します。

交通体制の確保・維持とともに、定住対策の住宅確保に向けた取り組みを積極的に行います。

交通安全施設の充実及び、南海トラフ地震等自然災害対策としての防災施設の充実や、住民自らが地域内で助け合える自主防災組織の育成・活性化を行い、防災意識の向上を図る等、住民全てが、安全安心に生活できる町づくりを目指します。

(2) 現況と問題点

本町の水道普及率は令和2年度末時点で98.8%に達していますが、水道未普及地域への対応や、老朽施設などへの対応が必要になっています。

環境対策については、自然と共生していくためには環境に対する意識の高揚が必要なことから、定着しつつある分別収集やリサイクルなどへの町民の意識を大切にしながら、ごみの減量化や資源の有効な利用を図らなければなりません。また、汚水処理については、農業集落排水施設の機能診断及びストックマネジメントへの取り組みを行うとともに浄化槽の普及事業により整備を図るなど今後も継続して事業実施していく必要があります。

住宅政策については、更新期を迎つつある老朽化した公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行うことが必要になっています。また人口減少を抑え、中土佐町への移住定住者を今後増やしていくために、空き家活用事業や移住促進事業を進め、公営住宅等の需要に的確に対応しなければなりません。

安全対策については、車社会が進展する中、道路の改良はままならず、交通弱者の交通環境は悪化しているため、高齢者や障害者の方が安心して歩ける道づくりが必要になっています。また、近年、高齢者や子どもの関係する犯罪が多発しており、事件に巻き込まれる可能性が多くなっています。

災害対策については、本町は台風、集中豪雨の常襲地であり、自然災害の発生する可能性が高いです。また、近い将来予想される南海トラフ地震へのハード・ソフト両面での防災対策の推進が重要な課題となっています。

① 水道施設の整備

町民が健康的な生活を営むための絶対条件である水道施設の整備については、ほぼ整備が終わり、ほとんどの世帯をカバーしています。今後は、老朽化した施設の維持、改修が必要となります。

現在、水道未普及地域については、安全な水を安定的に確保するため、小規模給水施設による整備も含め取り組みを進めています。

② 環境衛生

(ア) 生活排水処理

し尿の処理は、許可業者が収集し、高幡東部清掃組合で最終処分しています。また、農業集落排水事業の導入及び浄化槽の設置により生活排水処理も徐々に進んでいます。

四万十川をはじめ町内の河川の清流を保持するためには、町民の清流保全に対する意識の高揚を図り、普及促進に向けた取り組みを推進する必要があります。

(イ) ごみ処理

各家庭からの一般廃棄物は、民間委託業者により収集され、可燃物は、高幡東部清掃組合において固形燃料(RDF)として資源化されていますが、良質の固形燃料化を進めるためには、一層の分別が必要となっています。また、組合の同施設は施設整備後長期間が経過しており、平成29年度に策定された施設の長寿命化計画に沿って、施設の長寿命化事業が実施されることとなり、本町も施設改修に係る経費負担が必要となっています。

不燃物については、最終処分場の残容量が少ないとから、埋め立て処理は行わず、分別後に、全て搬出処分することにより、施設の延命化が図られています。

資源物は細かく分別し、ストックヤード施設において減容処理・保管後リサイクルを行っていますが、より一層分別を徹底し、再利用等の取り組みを進め、資源の活用を図らなければなりません。

過疎・高齢化の深刻化に伴い、家庭ごみの搬出困難世帯が著しく増加しています。親族や近隣住民によるごみ出し協力を呼び掛けるとともに、行政による支援策を展開していくことが必要です。公平な住民サービスを提供するために、従来のステーション収集方式に加え、対象世帯の戸別収集を引き続き行います。

(ウ) 環境問題

子ども会、老人会など、ボランティア組織の美化活動などの積極的な取り組みや環境への関心が高まる一方で、不法投棄、野焼きなど、環境汚染に繋がる状況が深刻化しています。

また、二酸化炭素排出量削減と小規模分散型エネルギー供給の観点から新エネルギーについての検討も必要です。

③ 住宅整備

平成以降、地方においては、本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少が到来し、ますます地域経済の落ち込みは深刻な状況です。本町でも所得減少や生活の先行き不安から、持ち家を希望するものの、これを取得できない世帯が賃貸住宅の需要へ少なからず繋がっています。

本町は令和2年度末現在、公営住宅87戸、改良住宅18戸、特定公共賃貸住宅13戸、地域優良賃貸住宅11戸、単独住宅を25戸、その他11戸（教員住宅4戸・医師住宅1戸・貸付住宅3戸・新婚住宅3戸）まで整備したが、老朽化により取り壊しや建て替えを要しつつあるものが見られ、今後、中土佐町公営住宅等長寿命化計画に沿って、住宅の修繕や解体、また空き家活用事業や移住促進事業を実施し、住宅の需要に応えていかなければなりません。

また、将来持ち家を希望する新婚及び子育て世帯等を対象とした住宅取得事業を強く推進していく必要があります。

④ 雨水公共下水道の整備

久礼都市下水路として整備された雨水公共下水道は、市街地の雨水排除を目的に、昭和50年の事業認可以来、幹線水路を重点に整備を行い、平成17年度までに対象区域65haの整備が完了、令和元年度には2号機ポンプの増設工事が完了しました。排水能力は向上しましたが、近年多発する豪雨及び大型化する台風には、県が管理する高潮ポンプ施設との連携が今以上に必要となってきます。

⑤ 交通安全

令和2年中の中土佐町内での人身交通事故件数は5件と、平成26年以降7年連続で一桁に留まり、四万十町への高速道路延伸による国道56号の交通量減少が大きく寄与しています。

一方で当該事故における高齢者の割合が過半を占めるようになり、令和2年は高齢者の人身事故が4件と8割相当に及んでいます。高齢者が町内外を移動するに当たっては、自動車の運転だけでなく自転車又は歩行中で事故に遭いやすくなっています。高齢者同士の事故の防止が課題になっています。

引き続き若年者には危険回避を中心とした交通安全教室を実施し、高齢者に対しては運転時の配慮や安全確認、夜間夕暮れ外出時の反射材の携行などを指導していきます。

⑥ 消防・地域防災

本町は、台風・集中豪雨の常襲地であり、高潮、高波、浸水、がけ崩れなどの自然災害の発生する危険性が高く、火災は毎年数件発生しています。

これら災害の発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるため、中土佐町地域防災計画に基づいて、計画的かつ総合的な防災、防火対策を進める必要があります。

また、南海トラフ地震に伴う津波などの自然災害から人命を守るため、地域で作成した避難計画と連携した避難施設の整備、集落の孤立への対策及び災害時要配慮者対策を進める必要があります。

さらに、大規模な災害時においても斎場機能の継続・早期回復を行えるよう火葬場設備等の整備が必要となっています。

(3) その対策

水道事業は、財政の健全化を図りながら、老朽施設の更新、耐震性の強化、水源の確保などに取り組み、安全で安定した供給を目指します。

環境対策としては、各家庭が、ごみの分別とリサイクル、減量化に取り組み、住民組織などを中心に自然を大切にする環境づくりを目指します。生活排水問題については、地域にあった汚水処理施設の整備、浄化槽の設置を促進し、区域の拡大を図り、水質の保全に努めます。

住宅政策については、公営住宅等長期寿命化計画に沿った修繕や改修等を図っていきます。また、空き家活用事業や移住促進事業、新婚及び子育て世帯等住宅取得事業などを推進していきます。

安全対策については、ドライバーや交通弱者を対象に、交通安全教室などの啓発活動を行い、意識の高揚を図るとともに、道路改良や交通安全対策を推進し、安心で安全な交通環境の整備を図ります。また、防犯意識を高め、地域、学校、関係機関と連携を図ります。

災害対策については、道路、海岸、河川、急傾斜地など危険箇所の調査と整備の促進を図るとともに、自主防災組織の育成を図り、行政、消防団、防災組織が一体となって活動する体制作りに取り組みます。また、ハザードマップや避難訓練を通じて町民の防災意識の高揚を図り、避難路の安全確保対策や避難施設整備の推進とともに、防災備蓄の充実を図り、南海トラフ地震等大災害に備えます。

① 水道施設の整備

町民が健康的な生活を営む上からも、水道は必要不可欠な生活環境施設として町民の福祉、生活文化の向上に大きな役割を果たしています。

限られた水資源を有効に使いながら、安全な水を安定して供給していくため、施設を改良し、町民ニーズに対応したライフラインの充実に努めます。

(ア) 需要に応じた水資源の確保とともに地域のニーズに即した施設の改良整備を行います。

(イ) 水道施設の給水災害対策の整備を進め、清浄水の安定供給に努めます。

② 環境衛生

各家庭におけるごみ分別の徹底とごみの再利用を推進し、ごみ減量に向けた啓蒙啓発の取り組みを進めるとともに、合併浄化槽の普及や環境問題について住民の関心を高める取り組みを強化します。

(ア) 生活排水処理

a 合併浄化槽の一層の普及促進を図ります。

(イ) ごみ処理

a 一般廃棄物最終処分場の適正な管理運営を図ります。

b ごみ減量化対策と、リサイクル事業を積極的に推進します。

(ウ) 環境問題

a 地域住民への環境思想についての普及啓発を図ります。

b 太陽光や風力、水力など自然を活かした再生可能な循環型エネルギーの取り組みを進めるとともに、海岸、河川、道路などの整備には、自然環境や景観に配慮した工法等を推進します。

③ 住宅整備

移住定住化対策として、町民の要望に応じ、公営住宅等の状況や公営住宅等に対する将来的な需要見通しを踏まえた各住宅のあり方を考慮した上で、効率的・効果的な住宅別の事業修繕等を選定します。また、公営住宅等長寿命化計画により長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進しLCCの縮減等を目指します。

(ア) 公営住宅の維持管理

公営住宅等長期寿命化計画に沿った修繕及び改修等を図ります。

(イ) 空き家活用事業及び移住促進事業

空き家を改修整備し、移住定住への需要に応えるよう整備を進めます。

(ウ) 分譲宅地の整備

自然豊かで安心・安全な地域に取得しやすい価格の分譲宅地の整備を進めます。

④ 雨水公共道の整備

久礼市街地は、低地部に形成されており、過去にたびたび大浸水の被害を受けてきましたが、昭和50年に都市下水路の事業認可を受け、排水対策に努め防水に大きな成果を得ました。また、平成27年度の下水道法の改定により雨水公共下水道制度が創設され、「都市下水路」から「雨水公共下水

道」に名称変更しポンプ増設事業を実施したことにより、さらなる排水対策の強化が図られました。今後は施設のメンテナンスサイクルを構築し、適切な管理、運転に努め、安全な雨水公共下水道の環境づくりを行います。

⑤ 交通安全

(ア) 交通安全施設の整備

地域住民の目線で、交通事故の危険性が高い区域へカーブミラー・ガードレール・標識などを重点的に整備していきます。また、狭あい路でのスピードの出しすぎ・対向車注意など注意喚起標識による他の通行者に対する配慮の意識向上を図り、相互安全が組み込まれた道路環境を目指します。

(イ) 交通安全教育の推進

通行者の立場を問わず、お互いを尊重し譲り合うことを重視し、学校・家庭・職場など様々な場において交通安全教育を推進します。特に注意力が発達途上にある年少者には、それを使いこなすことで交通事故リスクの最小化が図れるよう、学校現場で定期的な反復教習をしていきます。

(ウ) 交通安全運動の推進

一人ひとりの交通事故防止の一環として、交通ルールの遵守、シートベルト・ヘルメットの着用、夜間外出時の反射材の携行といった各自の自己防衛意識を向上させます。ドライバーに関しては、引き続き飲酒運転など交通三悪の撲滅を職場から強力に推進します。

⑥ 消防・地域防災

町土の保全に関する絶えまない点検を実施するとともに、自主防災組織を育成する中で、町民の防災・防火意識の高揚と、施設整備の充実強化、機械器具の近代化を進め、災害の未然防止と町民の安全確保に努めます。

(ア) 防災・通信体制の整備

災害が発生し、また発生の恐れのある場合に迅速、適切な対応ができるように防災放送伝達システムを活用して情報を伝達するとともに、消防団の充実、強化を進めます。

また、町内全域で自主防災組織の育成・活性化を支援し、積極的に防災用資機材等整備、助成及び助言を行い地域に根ざした防災力の向上に努めます。

災害時要配慮者の把握・情報共有を行い、災害時個別避難支援計画策定を進めます。

(イ) 防災施設の整備

海岸、河川、急傾斜地などの危険区域の実態を十分把握し、災害の未然防止と被害を最小限に止める各種防災施設の整備を進めます。

また、南海トラフ地震に備えた避難路などの避難施設の整備、被災時に必要な物資及び資機材の備蓄等、集落の孤立化への対策を実施し、災害に強い町づくりに努めます。

(ウ) 消防施設、救急体制の整備

消防車両の近代化、消防水利の充実・強化とともに、消防機械・器具の機能を効率的に発揮できるように点検整備を行います。

また、増大する救急需要に対応するため、適切な救急・救助資器材の整備を進める一方、消防隊員の資質の向上に努めます。

(エ) 防災訓練、防災講演会の実施

地域住民と関係機関が一体となった防災訓練を実施することにより、意識の高揚と避難・誘導体制の向上に努めます。

また、防災講演会を開催することにより、今後予想される災害での被害状況や対策について周知し、住民の防災意識の向上を促します。

(オ) 建築物及び住宅の耐震化の促進、家具転倒防止対策、避難路の安全確保対策の実施

耐震性のない民間住宅への診断・設計・改修費補助及び全世帯を対象とした家具転倒防止対策を実施することにより、地震時における揺れ被害の軽減に努めます。

また、倒壊により避難経路を閉塞する恐れのあるブロック塀及び老朽住宅の除去等の避難路の安全確保対策を進めます。

(カ) 火葬場の整備

施設の老朽化が進む中、適切な維持管理を行うため、定期的な保守点検や改修等を計画的に実施していきます。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 【簡易水道】 【その他】 (2) 下水処理施設 【公共下水道】 【その他】 (3) 廃棄物処理施設 【ごみ処理施設】 (4) 火葬場	簡易水道施設整備事業 小規模給水施設事業補助 簡易給水施設整備事業 下排水路改良事業 雨水公共下水道メンテナンス事業 合併浄化槽設置事業 不燃物処理場設備更新事業 ごみ処理施設改修費負担事業 中間処理施設改良事業 不燃物処理場改良事業	中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 個 人 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町	

	火葬場改良事業	中土佐町	
(5) 消防施設	避難道整備・避難誘導灯整備・備蓄倉庫整備	中土佐町	
	耐震性貯水槽	高幡消防組合	
	消防指令車等	中土佐町	
	消防ポンプ自動車	中土佐町	
	小型動力ポンプ付積載車	中土佐町	
	ヘリポート整備	中土佐町	
	高規格救急車	中土佐町	
(6) 公営住宅			
	上ノ加江甲 1号団地屋上防水工事（1戸）	中土佐町	
	永久町団地排水設備工事（8戸）RC造 H5	中土佐町	
	永久町団地排水設備工事（4戸）RC造 H5 築	中土佐町	
	笛場団地屋上防水工事（8戸）RC造、H11 築	中土佐町	
	上ノ加江①団地屋上防水工事（2戸）RC造 H12 築	中土佐町	
	公営住宅電気温水器入替工事（40台）	中土佐町	
	双名浦改良団地屋根改修工事（全9戸）	中土佐町	
(7) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	老朽住宅等除却費補助事業	中土佐町	
	倒壊により避難経路を閉塞する恐れのある老朽住宅除去に対し補助を行う。		
	ブロック塀等耐震対策補助事業	中土佐町	
	倒壊により避難経路を閉塞する恐れのあるブロック塀の耐震対策に対し補助を行う。		
	家庭ごみ戸別収集事業	中土佐町	
	過疎・高齢化の深刻化に伴い、家庭ごみの搬出困難世帯が著しく増加しているため、従来のステーション収集方式に加えて対象世帯の戸別収集を実施することで、生活環境の保全を図る。		
(8) その他			
	河川維持事業	中土佐町	
	緊急浚渫推進事業	中土佐町	
	がけくずれ住家防災対策事業	中土佐町	
	急傾斜地崩壊対策事業負担金	高知県	
	交通安全施設整備事業 カーブミラー、ガードレール設置	中土佐町	
	自主防災組織育成事業	中土佐町	
	木造住宅耐震化等事業	中土佐町	
	家具転倒防止対策事業	中土佐町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ中土佐町公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していきます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進方針

① 生涯を通じた健康づくり

町民自らが自分の健康は自分で守り、自分でつくるという意識を持ち、楽しみながら健康づくりに取り組むことを目標とし作成した「中土佐町第2期健康増進計画」を推進します。

② ともに支え合う地域づくり

安心して誰もが自分らしく暮らすことのできるまちを目指して取組を推進します。また、あつたかふれあいセンターを地域福祉の拠点と位置づけ、子どもから高齢者まで、誰でも集うことができる場の提供や地域福祉計画・地域福祉活動計画を指針とした支え合いの仕組みづくりを推進します。

③ 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

高齢者の保健福祉の向上と介護保険事業の効果的・効率的な実施のために作成した「中土佐町高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画」を推進します。

④ 障害者が生き生きと暮らせる地域づくり

誰もが一人の個人としてその人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていくける「ともに生きるまち」の実現に向け、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去するため、個々の障害者の困難さを解消する多様な支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

⑤ 次代を担う子どもたちを守り育てる環境づくり

児童が健やかに育成される権利の保障とその環境づくりを推進します。

子どもを生み育てやすい環境・地域づくりを推進します。

(2) 現況と問題点

① 生涯を通じた健康づくり

住民の生涯にわたる健康の維持増進を図るために、各種の検診や健康づくりの事業に取り組んでいますが、受診者の固定化や、生産年齢層の受診率の低迷が見られ、若い世代からの健康づくりへの意識づくりが課題となっています。

若い頃からの健康管理能力の向上のために、健康的な生活習慣の定着に向けた健康教育や生活習慣病の改善と発症予防・重症化予防のための対策を行うことが必要であり、特定健康診査、がん検診、保健指導や予防接種の推進など生涯にわたる健康づくりへの理解と受診促進等を図る必要があります。

② ともに支え合う地域づくり

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、人々が暮らしていく上での課題はさまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱える等複合化しています。これらは単一の既存の制度のみでは解決が困難な課題であり、複合的に支援していく

ことが必要となります。

また、急速な人口減少と合わせ、人と人との繋がりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないことで、課題が深刻化しているケースも増えています。

他人事になりがちな地域づくりを、地域住民が我が事として主体的に取り組む仕組みをつくるとともに、町においては、地域づくりの取り組み支援と、「丸ごと」の総合相談支援体制が必要です。生活困窮者への支援や権利擁護支援体制の充実を含め、地域福祉計画に基づく計画的な地域福祉活動の推進が必要です。

③ 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

高齢者に対する保健、福祉サービスは、介護保険や介護予防事業などで充実をしてきましたが、介護や支援を必要とする高齢者は年々、増加しています。在宅生活の維持が困難となり施設入所となる方が増加傾向にある本町においては、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が適切に切れ目なく、かつ包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が大変重要となっています。

同時に、健康で充実した生活を続けるために、疾病（特に生活習慣病）や寝たきり、認知症などで介護を要する状態となることの予防施策についても強化していく必要があります。また、認知症になっても住み慣れた地域で住み続けることができるよう、認知症施策の充実等、高齢者に対する理解促進や支え合う仕組みづくりなどを推進していく必要があります。

一方では、高齢者が社会から支えられるだけでなく、生きがい対策としての生活支援の充実など、自らもその知識や経験、技能を活かし、積極的に社会に参加できる場づくりも必要です。

④ 障害児・者が生き生きと暮らせる地域づくり

障害者や家族の高齢化等に伴う福祉サービスのニーズの多様化・複雑化への対応など、障害者支援において新しいニーズを考慮した施策が求められています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、ともに支え合い、可能な限り希望する場所で、安心して生き生きと暮らせる環境整備が必要です。

同時に、障害のある子どもやその家族に対して、ライフステージ移行時に切れ目のない支援が必要であり、一貫した支援が提供できる体制づくりが必要です。

⑤ 次代を担う子どもたちを守り育てる環境づくり

本町は離婚率が高く、ひとり親世帯も増加の一途にあり、家事・育児の負担が大きく、様々な問題を抱えているほか、特に母子家庭においては経済的な不安を抱えるケースが少なくありません。また、地域における子育て家庭の孤立化による子育てに対する負担感の増大や育児不安、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなどの様々な要因による不適切な養育等が指摘されており、全ての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められます。

本町では、子育て支援センター事業、要保護児童対策地域協議会設置、医療費の一部助成の生活支援などにより、育児の支援体制の充実を図ってきました。

今後さらに、子どもが安心・安全に成長することができる環境づくりのために、生活基盤の安定化や支援体制の充実など諸施策の積極的推進が必要です。

(3) その対策

① 生涯を通じた健康づくり

(ア) 安心・安全な出産環境づくりの推進

妊婦健康診査の受診促進など妊婦の母体管理のための施策を推進します。

乳幼児医療費助成、乳幼児健診の充実など乳幼児の疾病の早期発見・早期治療のための施策を推進します。

(イ) 働き盛りの健康づくりの推進

生活習慣病予防・重症化予防対策とがん対策として、検（健）診受診を促進します。

(ウ) 健康増進計画の推進

中土佐町健康増進計画の8つの領域ごとに、健康づくりを推進します。

② ともに支え合う地域づくり

中土佐町地域福祉計画に基づき、安心して誰もが自分らしく暮らすことのできるまちづくりを行います。

(ア) 地域福祉に関する事業による基盤づくり

地域福祉に関する事業の充実を図ります。相談体制の確立と情報提供の充実を図ります。権利擁護支援の充実を図ります。

(イ) 安心・安全なまちづくり

防災・防犯等の充実を図ります。バリアフリー化の推進を図ります。

(ウ) 支え合う繋がりづくり

地域ネットワークの構築を図ります。地域福祉の拠点等を活用した取り組みを推進します。

(エ) 人づくり・まちづくり

地域福祉の担い手の育成を図ります。協働で取り組む福祉のまちづくりを推進します。社会福祉協議会による地域福祉の推進を図ります。社会福祉協議会による地域活動の支援体制づくりを行います。生活困窮者自立支援のための取り組みを推進します。

(オ) 地域アクションプランの推進

大野見、上ノ加江、矢井賀、久礼それぞれの地域特性・地域課題に応じた活動を推進することで課題解決を目指します。

③ 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

中土佐町高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画の推進を図り、誰もが生きがいと役割を持ち、ともに支え合いながら健やかに自立した生活を続けられるまちづくりを目指します。

(ア) 地域支援事業の推進

要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、高齢者が生きがい・役割を持って住み慣れた地域で住み続けることができるよう、多様なサービスの充実や地域の支え合いの体制づくりを推進します。また、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症政策の推進に取り組み、高齢者の自立支援、在宅生活の維持を支援します。

(イ) 保健福祉施策の充実

地域で安心して自立した生活を送るために、在宅高齢者に対する生活支援等の福祉サービスの充実や、壮年期からの健康づくりが重要です。生活習慣病予防や介護予防を推進し、生涯にわたる健康づくりに取り組みます。

(ウ) 生きがいづくり・居甲斐・交流の場づくり

高齢者自身が、社会を支える一員としての意識を持ち、生きがいを感じながら活躍ができるよう、高齢者の社会参加を推進します。また、自らの知識や技術を生かして活動することができるよう、生きがい・ふれあいの場の提供を行います。

(エ) 支え合いの仕組みづくり

あつたかふれあいセンターや地域福祉活動を通じて住民同士の支え合いの仕組みづくりを支援します。認知症施策の充実により、認知症への理解のための普及啓発、認知症の早期発見、適切な医療へのつなぎを行います。

(オ) 地域を支えるネットワークの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、地域の見守り・支え合い活動の活性化を図ります。高齢者虐待についても、早期発見、早期対応の体制づくりに取り組みます。

(カ) 介護保険事業の適正・円滑な運営

介護保険制度を将来にわたり安定的で持続可能なものにし、高齢者の状況に応じたサービスを確保し、町民にとって利用しやすい仕組みとするため、介護給付の適正化に取り組みます。

また、サービス量の確保や、適切なサービスの提供等を目指し、必要に応じて加入している一部事務組合が運営する高齢者福祉施設の改修について経費の負担を行います。

④ 障害児・者が生き生きと暮らせる地域づくり

中土佐町障害者計画及び中土佐町障害福祉計画・障害児福祉計画の推進を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者本人の自己選択・自己決定が尊重されるまちづくりを目指します。

(ア) 地域共生社会の推進（交流の場の充実、福祉教育の推進）

a 障害の有無によって分け隔てられることなく活動をともにし、ふれあう機会を積極的に設け、交流の充実を図ります。

b 障害者が地域における生涯学習活動などへ参加しやすいように、地域の障害理解に向けた啓発に取り組みます。

(イ) 障害者差別解消への取り組みへの充実

「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的配慮」の理念の周知・啓発に努めます。

(ウ) 日中活動系サービス・居住系サービスの充実

a 障害者が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。

b 障害者の地域生活を支援するため、障害者支援施設、グループホームなどの居住支援サービスの充実に努めます。

(エ) 子どもへの切れ目のない支援の充実

ライフステージ移行時に障害のある子どもの支援が途切れないよう、関係機関の連携強化に努めます。

(オ) 働く場の開拓

障害者雇用に関するニーズを探るなど、町に必要な働く場の検討を行い、地域の社会資源を活かして支援を行うとともに、新たな社会資源の開発等に取り組みます。

(カ) 南海トラフ地震等災害への備え

自助と共助の意識を町民全体へ啓発していく、個別避難支援計画に基づいた避難訓練を継続して行います。

⑤ 次代を担う子どもたちを守り育てる環境づくり

(ア) 母子の健康の確保及び増進と子どもの健やかな成長のために、中土佐町子ども子育て支援計画を推進します。

(イ) 社会的、経済的に厳しい状態に置かれているひとり親家庭をはじめとする子育て家庭への経済的負担軽減の支援を推進します。

(ウ) 次世代の親となる子どもや若者、またその家庭への支援・サービス体制の充実を図ります。

(エ) 家庭・学校・地域・行政の連携強化による豊かな人間性を育むことのできる環境づくりを推進します。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉向上及び増進	(1) 児童福祉施設 【保育所】 【児童館】 (3) 高齢者福祉施設 【老人ホーム】 【その他】 (7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	大野見保育所改修工事 人権啓発センター改修事業 老人福祉施設改修費負担事業（葉山荘） 介護保険施設整備事業 あつたかふれあいセンター施設整備事業 老人憩いの家改修事業 高齢者コミュニティセンター改修事業 子どもセンター整備事業	中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	あつたかふれあいセンター事業 年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動などを行い、地域福祉活動の推進を図る。 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定事業 地域福祉を推進していくための行政計画に加え、住民自らが地域福祉の担い手となり、まちづくりに参画していくためのまちづくり計画とし、町の活性化・住民福祉の向上を図る。	中土佐町 中土佐町	
		高齢者等外出支援事業 外出困難な高齢者や障害者等公共交通機関に代わる移動手段を積極的に利用できる環境整備として、タクシーの利用料金の助成を行い、社会活動の範囲を広め、生活の質及び福祉の向上を図る。	中土佐町	
		健康マイレージ事業	中土佐町	

	<p>過疎地域内での住民活動を促進・循環させ地域全体の健康づくりを促し、地域住民の活性化を図ることを通じて、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことできる地域社会の実現を図る。</p> <p>地域活動支援センター運営事業</p>	中土佐町
	<p>障害のある人が日中気軽に出かけて行ける場所をつくることにより、障害者自身の日中の居場所や創作活動、生産活動等の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目指す。</p>	中土佐町
	<p>福祉事務所未設置町村による相談支援事業</p> <p>福祉事務所を設置していない町において一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、県との連絡調整、自立相談支援事業の利用鑑賞やその他の必要な援助を行い生活困窮者の支援体制を図る</p> <p>重層的支援体制事業移行準備事業(令和3年度)</p> <p>重層的支援体制整備事業(令和4年度～)</p>	中土佐町
	<p>子ども・高齢者・障害者など全ての町民が地域、暮らし、生きがいをともに創り。高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すために、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な支援体制づくりを行う。また、住み慣れた地域で住み続けられるよう、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる「我が事」の地域づくりと地域生活課題を包括的に受け止める「丸ごと」の地域づくりを進める。</p>	中土佐町
	<p>障害福祉計画等策定事業</p> <p>障害者や家族の高齢化等に伴う福祉サービスのニーズの多様化・複雑化への対応等、障害者支援においても新しいニーズを考慮した施策が求められており、これらの状況を踏まえ、障害者（児）福祉を充実させるために、「中土佐町第7期障害福祉計画」及び「中土佐町第3期障害児福祉計画」を策定する。</p>	中土佐町
	<p>健康増進計画策定委託事業</p> <p>健康増進計画は「生涯現役で自分らしい生活を営むために、一人ひとりが家族や地域の人と手をつなぎ、楽しみながら健康づくりに取り組んでいるまち」の実現を目指すための計画であり、町民の多様なニーズに対応するため、中土佐町第3期健康増進計画を策定する。</p>	中土佐町

	<p>子ども子育て支援事業計画策定事業</p> <p>本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づいて定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当する計画であり、令和6年度までの計画となっている。次期計画の策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童全員を対象に、「中土佐町 子育て支援に関するアンケート調査」を実施する。</p>	中土佐町	
--	---	------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ中土佐町公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していきます。

8 医療の確保

(1) 医療の確保方針

医師確保対策を推進し、希望する在宅医療が実現できる医療提供体制の整備を図り、住民誰もが、地域で安心して医療を受けられる環境づくりを目指します。

(2) 現況と問題点

本町の医療供給体制については、町開設の上ノ加江診療所と大野見診療所、民間の病院1ヶ所、診療所が2ヶ所、歯科医院が1ヶ所あり、町民の医療を担っており、町の保健福祉事業へ医療機関からの指導、援助など町民の福祉向上に欠くことのできない存在です。

しかしながら、急患や救急は、依然として隣接市町の医療機関に頼っている状況であり、高齢者や障害者が通院治療の困難な実態も存在しています。

今後、高齢化等にともない保健、福祉、医療の連携が重要課題となっており、地域医療の充実は行政上の大きな課題です。

(3) その対策

① 医療関係者、県との連携による医師の確保と、地域医療に取り組むことのできる環境づくりに努めます。

② 少子、高齢化、疾病構造の変化の中で、医療ニーズが高度化、多様化しており、誰もが安心して、それぞれの地域で必要とする医療サービスが受けられるよう医療提供体制の整備及び、緊急時の救急医療に対応する施設整備を推進します。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 【診療所】 (3) 過疎地域持続的発展特別事業	診療所医療機器整備事業 医師確保対策事業 町立の上ノ加江診療所及び大野見診療所存続を図るため、医療法人との指定管理者契約の実施等により、円滑な経営が行えるよう支援を行うとともに、町内医療関係機関との連携をとり、地域医療の確立を図る。	中土佐町 中土佐町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ中土佐町公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していきます。

9 教育の振興

(1) 教育の振興方針

本町では、「確かな学力を身につけ、たくましく、心ゆたかな子どもの育成」を教育振興計画の教育目標に据え、学校・家庭・地域社会の連携による教育環境の改善を積極的に進めるとともに、生涯学習の観点から、全ての子どもたちが、自ら学び、学び合おうとする教育的風土づくりを目指します。

特に、過疎地域の持続的発展を図るため、I C T機器も積極的に活用し、地域の自然や文化を活かした学校教育の充実を図ります。また、住民の高齢化や学習意欲の高まりなどに対応するため、地域の振興と併せて、生涯学習の活動を積極的に進めます。

(2) 現況と問題点

本町では、過疎化、少子・高齢化が進む中、児童生徒の減少は依然として続いています。中土佐町内の小中学校数は、平成20年度の9校（小学校6、中学校3）に比べ令和3年度現在5校（小学校3、中学校2）まで減少しており、これからは、小中一貫校や学校の統廃合を視野に入れた学校運営が必要になってきました。一定規模の人数による集団教育は児童生徒の育成にとって大切な要件であり、この児童生徒数の減少課題の克服は本町の教育行政にとって重要な位置づけとなっています。

一方で、本町には優れた自然環境や文化・風土、及び人々の営みが残っており、この地域環境・地域資源に光を当て、本町の教育内容に取り込むことによって、全ての町民が中土佐で暮らすことや中土佐で学ぶことに誇りを持てる教育が十分に可能です。これからは、「子育てするなら中土佐で！」と、町内外から評価される子育て環境及び教育の展開が必要です。

学校にあっては、基礎基本の充実はもちろんのこと、自ら考え自ら学び追究する児童生徒の育成が必要であり、同時に自他ともに大切にする命の教育・生き方の教育も必要になります。また、地域の中にあって、地域とともに歩む開かれた学校づくりを一層進めなければいけません。こうしたことにも加えて、中土佐の地誌、風土、文化、歴史やこの地に暮らす人々の温もりを、子どもたちに伝えていくことが大切です。

社会関係の希薄化は、本町でも大きな課題です。いま、学校・地域社会にある様々な課題やトラブルも、こうしたことが起因となっているものが少なくありません。過疎化が進み、地域にある様々なコミュニティが消滅していくおそれがある中では、特に、人々の緊密な「つながり」を創り出していく営みが重要になっています。学校教育だけでなく、社会教育においても、芸術・文化・スポーツの振興は極めて大切であり、その組織化や活性化のための方策を早急に打ち出していく必要があります。今や教育は、町を挙げて人づくりを目指すものであり、そのためには町民一人ひとりの協力が必要です。

① 学校教育の振興

基礎学力の保障は言うまでもなく、全ての教科領域の中で言語教育活動に十分配慮した教育活動を開拓し、活用力・思考力・表現力を育成しなければいけません。知識や技能が生きて働くようにするための教育内容の展開が必要です。また、いじめ・不登校・学級不適応の課題についても、個々の児童生徒に寄り添った粘り強い対応と指導が必要です。同時に、本町に生まれ育つ児童生徒がふるさとに誇りをもって生きていける教育の創造が大切です。学校は、こうした取り組みを地域と一体となって組織的にかつ協働的に取り組んでいかなければなりません。

② 生涯学習の推進

地域のコミュニティが衰退している中にあっても、町民の学習意欲は、余暇時間の増加とともに多様化・高度化しています。こうした町民のニーズに応えながら、多様な活動ができるように指導者の確保、施設の整備、活動内容や学習内容の改善に取り組んでいく必要があります。また、町民個々の知識や技術、経験を地域づくりのために役立てていく学習活動（地域づくり型生涯学習）を推進し、潤いのある、温もりのある「人々のつながり」を創り出すことで、生涯学習の活性化を図らなければいけません。

③ 人権教育の推進

社会関係の希薄化は、様々な憶測や不合理を温存します。人間関係が希薄化すれば差別意識がそれに伴って減少すると言うことはなく、人間関係の隙間に、差別意識は温存され、再生されます。したがって、これからも人権教育は、人々をつないでいく教育の中核に当たるものとして重要視し、教育・啓発活動に取り組んでいかなければなりません。町民一人ひとりが大切にされ、同時に他人を大切にする意識をよりいっそう醸成するためには、町民が自分ごととしてとらえることができる取り組みが必要です。

④ 子育て支援の推進

少子化、核家族化、女性の社会進出などにより、子育ての環境が変化し、子育てに対する不安も増加しています。安心して子育てができる環境を整えるとともに、子どもが健やかに育つことができる環境の整備が必要です。

⑤ スポーツの振興

「町民皆一スポーツ」を目標に取り組んできたが、スポーツ人口の低迷は続いている。しかし、健康志向、ライフスタイルの変化に伴い、今後はスポーツへの関心・意欲は高まってくるものと思われます。町民のニーズに対応できる施設整備を進めるとともに、既存の施設の有効活用を図ることも重要です。また、若者のスポーツ離れを防ぐために様々なスポーツの紹介、健康面からの啓蒙・啓発、指導者の育成に取り組むことが必要です。

（3）その対策

それぞれの地域にあって、保育・小学校・中学校の連携を深め、地域ぐるみの教育に取り組むことが大切です。特に、子どもたちの基本的な生活習慣作りは学力向上の基盤となることから、高知県の取り組みとリンクさせて地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。併せて、開かれた学校づくりを一層進め、保護者・地域住民と一体となった教育の展開が必要です。

また、子育て支援対策や高齢者対策の充実を図り、住民が安心して子育てができ、安心して暮らせるまちづくりのために、様々な支援対策を積極的に進める必要があります。

一方、住民一人ひとりのニーズに対応した生涯学習のポータルサイト機能を構築し、その環境整備を進めると同時に様々なサークル活動の組織化と活性化を図ることが重要です。本町だけではなく他の市町村との連携を深め、多様で有意義な活動の展開を図る必要があります。

① 学校教育の振興

地域や児童生徒の実態に即した特色ある学校教育を通じ、個々の児童生徒の特性を活かすとともに、地域を誇りに思う国際性豊かな、心身ともに逞しい人づくりの教育を展開していくための条件整備、環境の整備を行います。

学校では、保護者・地域住民と一体となって、各学校や児童生徒の課題解決のために組織的・協働的に教育活動を展開しなければなりません。その取り組みの重点項目は次のとおりです。

- (ア) 基礎学力の定着と学力の向上・・授業改善と加力指導の充実を積極的に行う
- (イ) 新学習指導要領への対応・・中土佐町外国語教育連絡協議会による外国語指導の充実を目指すほか、小中連携を進める
- (ウ) 基本的な生活習慣指導と食育指導の充実を図る
- (エ) 豊かな心を育む教育の一層の推進・・道徳教育、人権教育の充実を図る
- (オ) ふるさとを誇りに思う教育内容の創造
- (カ) 児童・生徒支援及び特別支援教育の充実を図る
- (キ) 複式教育の充実を図る
- (ク) 保育・小学校・中学校の連携教育の推進
- (ケ) 教職員の指導力の向上のための校内研修、OJTの充実を図る
- (コ) ICT機器の整備を始めとした義務教育施設整備の充実
- (サ) 放課後子どもプランの推進
- (シ) 就学前教育の充実

② 生涯教育の推進

急激な社会変化、過疎化、少子高齢者化社会の進む中で、様々な学習活動・研修を通して、文化や風土を大切にしながら地域の交流を深め、まちへの誇りを醸成できるよう、生涯学習を推進していく必要があります。

- (ア) 生涯学習マスターplanの着実な推進と生涯学習の充実
- (イ) 社会教育団体の育成
- (ウ) 青年の家・公民館活動の充実
- (エ) 文化の振興
- (オ) 文化財保護の活動推進
- (カ) 重要文化的景観の啓発と活用
- (キ) 生涯スポーツの振興
- (ク) 人権学習の充実
- (ケ) 男女共同参画社会の推進
- (コ) 少年補導育成センターの活動
- (サ) 子育て支援の充実

③ 人権教育

人権が尊重される行政の取り組みは当然必要ですが、それと並行して、地域・学校・職場においても人権教育・啓発活動を積極的に実施していかねばなりません。人権意識の高揚を図るためにには、町民一人ひとりが、それぞれの立場で取り組んでいくことが大切です。

また、男女がお互いの人権と個性を尊重し、自立して相互に協力し合う男女共同参画社会の実現を目指します。

④ 子育て支援

子育てに関わる保健、福祉、教育施策の充実を図り、行政及び関係諸機関が連携して子育てを支援していくことが大切です。現在実施している子育て支援対策や学童保育・放課後子ども教室については、今後も一層の充実を図っていきます。

⑤ スポーツの振興

現在実施している、町内小・中学校の体育施設の社会体育活動への開放は、今後も実施していきます。また、多様なスポーツ種目に対応できるように、各体育団体と連携をして、住民の健康と親睦づくりを進めます。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 【校舎】 【屋内運動場】 【屋外運動場】 【その他】 (3) 集会施設、体育施設等 【体育施設】 【その他】 (4) 過疎地域持続的発展特別事 業	学校照明 LED 化工事 小中学校校舎改修事業 久礼小学校校舎長寿命化改修工事 久礼小学校体育館長寿命化改修工事 小学校体育館改修事業 学校グラウンド照明 LED 化工事 上ノ加江小学校グラウンド改良事業 学校周辺支障木伐採 社会体育施設照明 LED 化工事 社会体育施設改良工事 町民交流会館改修事業 読書活動推進事業 中土佐町の子どもたちの豊かな人間性を育むた め、読書環境の充実を行い親子の読書時間の増加 を図る。 まなびの日旬間 町展、まなびの日講演会、文化発表会等、町民	中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町	

	<p>が意欲的に文化・芸術に触れ、学ぶができる期間を「中土佐町まなびの日旬間」と位置づけ、生涯学習の振興を図る。</p> <p>ふるさと教育推進事業</p> <p>子どもたちに規則正しい生活習慣や学習習慣を身につけさせるための生活リズム改善事業や、中土佐町の先人たちが日々と築いてきた郷土の歴史・文化・風土に関心を高めるためのふるさと教育推進事業等教育課題解決のため、中土佐町独自教育振興事業を実施する。</p>	中土佐町	
(5) その他	高等学校等生徒通学費等助成事業	中土佐町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ中土佐町公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していきます。

10 集落の整備

(1) 集落の整備方針

地域で暮らす住民が、引き続き地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民主体の「持続可能な仕組み」の構築を支援し、集落の維持、活性化と地域全体の活力の創出に繋げます。

住民相互による支え合い活動や、小さな産業活動などの中心となる住民自治組織や集落活動センターの設立とその活動を支援し、人口減少の進む中、地域間の連携を図り、行政と住民との協働のまちづくりを進めます。

町内の自然環境、インフラ、制度といった、これまで維持・整備されてきた、様々な資産を住民全体の社会的共通資本として認識する価値観を町全体で共有し、これらの適正なあり方を検討していきます。

(2) 現況と問題点

本町は、久礼、上ノ加江、矢井賀、大野見の4地区で構成され、久礼、上ノ加江、矢井賀については海岸部に人口が集中し、それぞれの山間部に集落が散在しています。一方、大野見地区は、四万十川やその支流の谷沿いに20の小集落が散在しています。どの集落においても若者などの流出による人口減少と高齢化が進行しています。

集落が持続していくためには、町民と行政の協働のまちづくりを実現する必要があり、これまでの行政主導によるまちづくりの形態を転換する必要があります。このために、行政は、住民が必要とする情報を適切に伝え、説明責任を果たす必要があります。また、行政と住民が目的意識を共有し、ともに地区の課題解決に取り組む必要があります。

高齢化等により、集落活動が一つの集落だけでは維持できなくなっています。集落、地区間の連携も必要になっています。

(3) その対策

中心地域と集落を結ぶ生活道、集落内の拠点施設の維持、若者などの定住を図るための居住環境整備に取り組み、地域住民が安全で心豊かに生活できる場の形成を図ります。

集落維持のための自治活動の活性化を図るために、住民自治組織づくりや集落活動センターの設立及び拠点等の整備、並びに運営を推進します。また、定期的に地域外から通う人（関係人口）の力を集落の日常機能の維持に繋げる仕組みづくりを進めます。住民相互による福祉活動や子育て、小さな産業活動などによる地域コミュニティの活性化を支援します。

地区の課題を解決するため、行政と地域が目的意識を共有し、協働して課題解決に取り組みます。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備 (2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落活動センター整備事業	中土佐町	

	集落活動センター運営支援事業 大野見北地区及び南地区において、集落活動センターを拠点として、地域住民が主体となり行政との連携を図りながら、高齢化の進行や人口減少に伴う地域活動の担い手不足、買い物や移動手段といった生活面での不安等、地域課題の解決に向けた活動や地域での助け合いの仕組みづくりに取り組む。	中土佐町
	地域おこし協力隊活動事業 地域おこしや田舎暮らしなどに興味のある都市部の住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱する。隊員には地域ブランド化や地場産品の開発、移住促進の支援、文化財の活用支援、地域活動の支援などの地域おこし活動を実施してもらい、地域の活性化を図り、併せて隊員の定住及び定着を図る。	中土佐町
	空き家等実態調査事業 空き家等の有効活用による移住・定住を促進するため、町内の空き家等の実態調査を実施する。	中土佐町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ中土佐町公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していきます。

11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

町民一人一人が温もりや潤いのある暮らしができる新しい町づくりを目指します。楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらす芸術文化を振興し、暮らしの中に根付かせることにより、町民の交流の場の拡大を図ります。一つに、小さな美術館として知られる「中土佐町立美術館」には800点ほどの価値ある作品が収蔵されており、安全な場所で作品を守ることが必要です。また、地域の伝統芸能、歴史的景観、生活文化などの文化資産を保存、継承し、後世に伝えていくとともに、新たな発掘や活用を行うことにより、地域文化の振興を図ります。また「四万十川流域」・「久礼の港と漁師町」の2箇所が選定されている文化的景観も地域文化の振興に活かしていきます。

(2) 現況と問題点

本町は、歴史的文化財が多く残され、芸能も伝承されてきているが、一部では高齢化が進み、地域文化を継承していくことが困難になっており、各種団体、サークル、学校などと連携しながら、指導者の確保など、継承に向けた取り組みが必要になっています。

本町では、県下で初めての町立美術館として平成元年に「中土佐町立美術館」を開設し、小さいながらも山本芳翠、黒田清輝、竹久夢二などの作品を収蔵しています。特別企画展示も行い、町内外の多くの訪問者を迎える、また大野見四万十民俗館とともに地域文化の振興に大きな役割を果たしています。

また、郷土の歴史的、文化的遺産を後世に伝えていく努力も続けられており、上ノ加江地区における伝承芸能である「太刀練り」や「花取り踊り」については、地域の有志の方々を中心に組織され受け継がれています。大野見地区では、以前は芸能文化活動が行われてきましたが、現在は休止しております。地区の芸能文化に対する関心は高く、継承していくためにも今後地域とともに考えていく必要があります。

本町は、点在する古民家や米倉庫、四万十川にかかる沈下橋や石垣の集落、土佐湾の海岸線や漁村集落の情景などは改めてその価値を認識し、保存活動を進めながら将来に伝える必要があります。

町民の心のよりどころとして、地域文化を守り育て、充実させていくことは大切であり、古くからの歴史文化を引き続き伝えていく取り組みへの支援を続けていくことが必要です。

(3) その対策

ふるさと文化の創造と地域に根ざした恒例行事、民俗芸能の継承を推進していくことで、情操を培い、潤いとやすらぎのある町づくりを行います。地域の有形、無形の文化財、郷土の物産、伝統的資料などの保全、継承のため、必要な施設の整備を図り、美術館、文化館の効率的な利活用によって、芸術、文化、情操教育の振興を図ります。現在の「中土佐町立美術館」には700点ほどの価値ある作品が収蔵されているが、久礼市街地の低地にあることから、安全な高台に作品を収蔵し、鑑賞できるように施設を移転します。

自由時間の増大、生活・教育水準の向上や価値観の多様化などに伴い、心の豊かさや生活と潤いといった精神的、文化的豊かさを求めるようになっています。そのため個性的で魅力ある地域文化の創造を目指した取り組みを進めています。

芸術や文化に接する機会を多く持つことは、町民が様々な芸術文化活動を実践でき、この活動に町

民が積極的に参加できる環境の整備に向けた取り組みを進めます。

本町の自然景観は、町の魅力となっています。これらの景観資源を有効に利用し、田舎の生活を体験してもらい、また、產品の生産販売などにおいては、その過程に作り手の思いやその背景の歴史、民族、景観、情景を発信できるよう工夫し、人の交流、経済の交流が図れる自然の郷を目指した町づくりに取り組みます。

また、文化財については引き続き保存・保護に努め、文化財愛護思想の普及と住民に公開できる活用方法も考えていきます。

新しい文化づくりとして、旧中土佐町では鰐を中心としたまちづくりを進めてきましたが、今後もこの方針を受け継いでいきます。また「四万十川流域」・「久礼の港と漁師町」の2箇所が選定されている文化的景観を新たな文化財として地域の景観保護に活用していきます。

- ① 町立美術館の収蔵作品の充実と、活動の強化及びP R 促進
- ② 中土佐町立美術館の移転
- ③ 地域の民俗芸能、各種文化財の掘り起こしと継承
- ④ 歴史的文化財の保存修理と愛護思想の高揚を図る
- ⑤ 民俗芸能、文化発表会の開催
- ⑥ 各種芸術文化の創造と実践を図る
- ⑦ 文化的景観保全の情報発信や啓発・活用

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 【地域文化振興施設】 (2) 過疎地域持続的発展特別事業	美術館移転工事 文化的景観保護推進事業 美術館運営事業 町民の教育教養と文化の発展に資するため、美術館の環境整備や運営を行い、町民が気軽に絵画に接する機会を多く設け、地域文化の振興を図る。 文化館運営事業 町民の教育教養と生涯を通じて読書を楽しめるよう、文化館図書室の環境整備や運営を行う。 民俗文化財調査事業 久礼八幡宮の祭りの詳細調査を行い、後世に伝承していくため、調査報告書を作成し記録保存する。 文化的景観保存計画策定事業	中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町 中土佐町	

		文化的景観の選定後に生じた問題点等を踏まえた保存及び活用等に関する方針等の見直しを図るため、現行の保存計画の改定を行う。	
--	--	--	--

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ中土佐町公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していきます。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進方針

公共施設に再生可能エネルギー設備を導入し、その効果啓蒙や周知を通じて、町内事業所及び個人住宅への再生可能エネルギー設備等の導入を促進し、地球温暖化対策推進や環境負荷の取り組みを進めます。

(2) 現況と問題点

地球温暖化は自然災害の要因となるだけでなく、水不足や農業への被害など様々な悪影響を及ぼすことが予測されます。また、東日本大震災による原子力発電所の事故によりエネルギーのあり方について、根本的な問題を提起しています。

今後は化石燃料に代わる、太陽光・風力・バイオマス等、自然環境を活用した再生可能エネルギーの普及が課題となっています。

(3) その対策

公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進し、町民への普及啓発を行います。また、化石燃料依存の生活を改めるよう、町民や事業者に対する意識の高揚、情報提供に努めるとともに、周辺環境等に配慮し、再生可能エネルギーの活用を推進します。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	太陽光発電設備設置補助事業 地球温暖化防止や今後のエネルギー問題を見据え、環境にやさしい再生可能（自然）エネルギーの利用を普及し、将来にわたる自然環境の保護、自然と住民生活の共存を目指した安全に安心して暮らすことのできる町づくりを行い、住民の定住及び本町への移住を促進し過疎地域の活性化を図る目的で、住民が行う太陽光発電システムの整備に関する経費について、補助する。	個人	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設における再生可能エネルギーの導入等にあたっては、公共施設等総合管理計画等との整合性を図るものとします。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

過疎地域の振興対策については、各種事業を展開してきたところですが、一部の事例を除けば、その努力にもかかわらず、なお、新たな事象を引き起こしています。また、自主的、主体的な地域づくりの必要性が強調され、地域間競争に一層の拍車がかかっています。

新しい地域づくりは、1自治体にとどまらず、共通の課題をもつ近隣自治体が自主的な判断のもと情報インフラによる自治体間の連携を密にし、共同で取り組むことによって事業効果や効率を高めることが必要です。

(2) その対策

交通通信網の整備が進み、またIT関連のインフラ整備も整い、国際的な交流が一層活発化していくので、国際的な視野を持った人材育成や国際化に対応しうる地域社会の形成を築くために、自治体間の連携、業務の共同化が必要となります。そのため、高幡広域市町村圏事務組合の充実と事業拡大に努め活用していきます。また、自然資源、人文資源を活用する地域づくり、ふるさとづくりを進めます。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	電算業務共同事業 各市町の電算業務を共同化することで、システム導入や更新・改修経費を削減し、行政サービスの向上を図る。また、災害時においては3市町で連携をとり、早期復旧に努める。	中西部電算協議会	

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ中土佐町公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していきます。

過疎地域持続的発展特別事業

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業	移住相談窓口運営事業	中土佐町	
		移住・定住希望者の発掘及び定住相談をきめ細かく実施する窓口を設置する。		
		移住体験住宅運営事業	中土佐町	
		中土佐町に移住を検討している人に中土佐町での暮らしを体験してもらうため、移住体験住宅を運営する。		
		関係人口創出事業	中土佐町	
		都市部等の地方暮らしや自然環境に興味のある人を対象として町の魅力を伝え、中土佐町との多様な関わり方を持つてもらう。		
		移住者及び子育て世帯等住宅改修支援事業	中土佐町	
		移住者及び子育て世帯等の住環境を改善するため、住宅の改修費用を助成する。		
		新婚・子育て世帯住宅取得支援事業	中土佐町	
		新婚及び子育て世帯が住宅を取得する際の建築費用もしくは住宅購入費用の一部を支援する。		
		ふるさとワーキングホリデー受入れ支援事業	中土佐町	
		中土佐町の事業者が都市部の若者を一定期間受け入れ、仕事をしながら街の魅力を知ってもらう機会を創出する場合に受け入れ費用を支援する。		
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	サテライトオフィス誘致可能性調査事業	中土佐町	
		地域資源を活用したサテライトオフィス設置の可能性を検討して誘致戦略を策定するとともに、企業にアプローチするための準備を行う。		
		サテライトオフィス等誘致事業	中土佐町	
		誘致戦略に沿ってサテライトオフィス等の設置について企業に営業を行う。		
		土づくり補助金事業	中土佐町	
		堆肥センターの設置目的である有機農業の推進により、地力の増進を図り農産物の生産性の安定と農業収益の拡大を図るため、堆肥（おおのみ有機）を使用した町		

	民に対して予算の範囲内で補助金を交付する。		
	「道の駅なかとさ」運営事業	中土佐町	
	久礼新港の背後地に、買・Shopping、食・Eating、遊・Amusement を満喫できる賑わい空間を創出し、人の流れをつくり、まち全体を対外的にアピールしていくことで地域の活性化を図る。この戦略的販売施設を拠点として、町内産品の戦略的販売・まちの魅力の積極的な発信を行い、まち全体の経済活動の底上げと町内所得の向上につげる。		
	地産外商推進事業	中土佐町	
	地産外商を推進するため、地産外商に取り組む事業者の人材育成、外商活動、情報発信に係る取り組みを支援する。		
	地場産業育成支援事業	中土佐町	
	地場産品の商品化及び流通促進等を図るため、商品としての付加価値を高める施策や、町内外への情報発信活動を行うための支援を行う。		
	広域観光活性化事業	高幡広域市 町村圏事務 組合	
	「高幡広域観光」に関する負担金を、各 5 市町村（須崎市、津野町、梼原町、四万十町、中土佐町）が負担する。		
	観光情報発信事業	中土佐町	
	様々な媒体を活用して中土佐町の魅力を発信し、交流人口の拡大を図る。		
	小草ふれあい公園維持管理事業	中土佐町	
	小草ふれあい公園内のパークゴルフ場の芝生刈上げ作業及び管理棟の受付業務等、公園管理全般を委託する。		
	総合振興計画策定事業	中土佐町	
	まちとして目指すべき新たな第 2 次総合振興計画を策定し、まち・ひと・しごと総合戦略と連携して一体的にまちづくりを進めていくことにより、まちの将来像である「地域が輝き、活気と温もりのある住みよいまち」の実現を目指す。		

		農業振興地域整備計画策定事業	中土佐町	
		優良な農地の確保、保全農業振興のための各種施策の計画的かつ集中的な実施など総合的な農業を振興するため、当該計画を策定する。		
		漁船導入支援事業	中土佐町	
		新規漁業就業希望者に対してリースする漁船の導入に要する経費について補助を行い、新規漁業就業希望者の沿岸漁業者としての自立を支援する。		
		林道橋長寿命化計画策定事業	中土佐町	
		将来にわたり林業インフラを適正に管理していくため、町が所有する林道橋の点検・診断を行い、長寿命化事業計画を策定する。		
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	防災情報伝達システム保守業務委託事業	中土佐町	
		災害時等に住民に迅速に避難情報等を伝達するための、戸別受信機及び屋外放送設備による情報伝達システムを維持管理する。		
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	路線バス運行費補助金	中土佐町	
		過疎化の進行による廃止路線及び運行回数の減に対応し、周辺市町村への公共交通手段の確保を目的に、四万十町までの路線を四万十交通と、須崎市までの路線を高知高陵交通に運行補助金により支援を行い、路線確保を図る。		
		地域公共交通確保維持事業	中土佐町	
		公共交通空白地区の解消につなげる継続的な運行を目指して地域内フィーダー系統として運行させ、沿線住民の生活を支える。		
		J R 切符販売事業	中土佐町	
		無人化した J R 土佐久礼駅に定期券等の乗車券の販売を行う人員を配置し、住民の利便性の確保を行う。		
		地域公共交通計画策定事業	中土佐町	
		地域全体の公共交通をネットワークとして総合的にとらえ、交通機関相互の連携を図るとともに、公共交通網の効率性向上を図るために、地域公共交通計画を策定する		
		地域公共交通アドバイザー招致事業	中土佐町	

		町内の公共交通の持続的な運営及び各交通事業社との調整、並びに公共交通施策の効果的な実施のため、専門家からの支援を受ける。		
		道路台帳更新事業	中土佐町	
		町道の認定及び改良、廃止などに伴い、道路台帳の更新を行うことにより適正な町道の管理を図る。		
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	老朽住宅等除却費補助事業	中土佐町	
		倒壊により避難経路を閉塞する恐れのある老朽住宅除去に対し補助を行う。		
		ブロック塀等耐震対策補助事業	中土佐町	
		倒壊により避難経路を閉塞する恐れのあるブロック塀の耐震対策に対し補助を行う。		
		家庭ごみ戸別収集事業	中土佐町	
		過疎・高齢化の深刻化に伴い、家庭ごみの搬出困難世帯が著しく増加しているため、従来のステーション収集方式に加えて対象世帯の戸別収集を実施することで、生活環境の保全を図る。		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	あつたかふれあいセンター事業	中土佐町	
		年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動などを行い、地域福祉活動の推進を図る。		
		地域福祉計画・地域福祉活動計画策定事業	中土佐町	
		地域福祉を推進していくための行政計画に加え、住民自らが地域福祉の担い手となり、まちづくりに参画していくためのまちづくり計画とし、町の活性化・住民福祉の向上を図る。		
		高齢者等外出支援事業	中土佐町	
		外出困難な高齢者や障害者等公共交通機関に代わる移動手段を積極的に利用できる環境整備として、タクシーの利用料金の助成を行い、社会活動の範囲を広め、生活の質及び福祉の向上を図る。		

	健康マイレージ事業	中土佐町	
	過疎地域内の住民活動を促進・循環させ地域全体の健康づくりを促し、地域住民の活性化を図ることを通じて、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことできる地域社会の実現を図る。		
	地域活動支援センター運営事業	中土佐町	
	障害のある人が日中気軽に出かけて行ける場所をつくることにより、障害者自身の日中の居場所や創作活動、生産活動等の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目指す。		
	福祉事務所未設置町村による相談支援事業	中土佐町	
	福祉事務所を設置していない町において1次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、県との連絡調整、自立相談支援事業の利用鑑賞やその他の必要な援助を行い生活困窮者の支援体制を図る。		
	重層的支援体制事業移行準備事業(令和3年度) 重層的支援体制整備事業(令和4年度～)	中土佐町	
	子ども・高齢者・障害者など全ての町民が地域、暮らし、生きがいをともに創り。高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すために、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な支援体制づくりを行う。また、住み慣れた地域で住み続けられるよう、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる「我が事」の地域づくりと地域生活課題を包括的に受け止める「丸ごと」の地域づくりを進める。		
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	医師確保対策事業	中土佐町
		町立の上ノ加江診療所及び大野見診療所存続を図るために、医療法人との指定管理者契約の実施等により、円滑な経営が行えるよう支援を行うとともに、町内医療関係機関との連携をとり、地域医療の確立を図る。	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	読書活動推進事業	中土佐町
		中土佐町の子どもたちの豊かな人間性を育むため、読書環境の充実を行い親子の読書時間の増加を図る。	
		まなびの日旬間	中土佐町

		町展、まなびの日講演会、文化発表会等、町民が意欲的に文化・芸術に触れ、学ぶことができる期間を「中土佐町まなびの日旬間」と位置づけ、生涯学習の振興を図る。		
		ふるさと教育推進事業	中土佐町	
		子どもたちに規則正しい生活習慣や学習習慣を身につけさせるための生活リズム改善事業や、中土佐町の先人たちが嘗々と築いてきた郷土の歴史・文化・風土に関心を高めるためのふるさと教育推進事業等教育課題解決のため、中土佐町独自教育振興事業を実施する。		
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	集落活動センター運営支援事業	中土佐町	
		大野見北地区及び南地区において、集落活動センターを拠点として、地域住民が主体となり行政との連携を図りながら、高齢化の進行や人口減少に伴う地域活動の担い手不足、買い物や移動手段といった生活面での不安等、地域課題の解決に向けた活動や地域での助け合いの仕組みづくりに取り組む。		
		地域おこし協力隊活動事業	中土佐町	
		地域おこしや田舎暮らしなどに興味のある都市部の住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱する。隊員には地域ブランド化や地場産品の開発、移住促進の支援、文化財の活用支援、地域活動の支援などの地域おこし活動を実施してもらい、地域の活性化を図り、併せて隊員の定住及び定着を図る。		
		空き家等実態調査事業	中土佐町	
		空き家等の有効活用による移住・定住を促進するため、町内の空き家等の実態調査を実施する。		
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	美術館運営事業	中土佐町	子どもから高齢者まで、共通した文化・芸術に触れることで、文化意識の向上や多世代間の交流の増加が望め、地域振興の観点から、その効果は将来に及ぶ。
		町民の教育教養と文化の発展に資するため、美術館の		

		環境整備や運営を行い、町民が気楽に絵画に接する機会を多く設け、地域文化の振興を図る。		
		文化館運営事業	中土佐町	子どもから高齢者まで、共通した文化・芸術に触れることで、文化意識の向上や多世代間の交流の増加が望め、地域振興の観点から、その効果は将来に及ぶ。
		町民の教育教養と生涯を通じて読書を楽しめるよう、文化館図書室の環境整備や運営を行う。		
		民俗文化財調査事業	中土佐町	子どもから高齢者まで、共通した文化・芸術に触れることで、文化意識の向上や多世代間の交流の増加が望め、地域振興の観点から、その効果は将来に及ぶ。
		久礼八幡宮の祭りの詳細調査を行い、後世に伝承していくため、調査報告書を作成し記録保存する。		
		文化的景観保存計画策定事業	中土佐町	子どもから高齢者まで、共通した文化・芸術に触れることで、文化意識の向上や多世代間の交流の増加が望め、地域振興の観点から、その効果は将来に及ぶ。
		文化的景観の選定後に生じた問題点等を踏まえた保存及び活用等に関する方針等の見直しを図るため、現行の保存計画の改定を行う。		
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	太陽光発電設備設置補助事業	個人	

		地球温暖化防止や今後のエネルギー問題を見据え、環境にやさしい再生可能（自然）エネルギーの利用を普及し、将来にわたる自然環境の保護、自然と住民生活の共生を目指した安全に安心して暮らすことのできる町づくりを行い、住民の定住及び本町への移住を促進し過疎地域の活性化を図る目的で、住民が行う太陽光発電システムの整備に要する経費について、補助する。		
12 その他地域の持続的 発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展 特別事業	電算業務共同事業	中西部電算 協議会	
		各市町の電算業務を共同化することで、システム導入や更新・改修経費を削減し、行政サービスの向上を図る。また、災害時においては3市町で連携をとり、早期復旧に努める。		